

令和8年2月20日（金）

於・農林水産省本館7F 第3特別会議室

## 第224回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午前9時57分 開会

○小林林政課長 それでは、定刻よりも早いですが、本日御出席の委員の皆様、またオンラインの皆様も入られておりますので、ただいまより林政審議会の方を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

私、1月1日付けで林政課長を拝命しました小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、定足数について御報告をいたします。本日は、委員20名の皆様の中、オンラインでの御出席も含めて19名の委員の方に御出席を頂いております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

本日は、河野委員、澤田委員及び中島委員にオンラインで御出席を頂いております。

また、佐藤委員が御欠席となっております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お配りしている資料を御覧いただきたいと思います。本日の資料は、議事次第、それから資料1から資料2-2まで、あわせて参考1、参考2の計8点の資料となっておりますので、御確認を頂ければと思います。

また、本日御欠席の佐藤委員から意見書の提出がありましたので、そちらも紙資料でお配りしていますので、御覧いただければと思います。

不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。

そのほか林野庁の方で人事異動がございましたので、この場をお借りして御紹介させていただきます。

1月1日付けで間島木材産業課長、また、私、小林が林政課長の方に就任いたしましたので、御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

そのほか林野庁の名簿につきましては、参考2の方で御確認いただければと存じます。

それでは、ここからの議事進行につきましては立花会長にお願いしたいと思いますので、立花会長、よろしくお願いいたします。

○立花会長 皆様、おはようございます。本日は早朝からお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の審議会はとても重要な会、今までにも増してと言っていいぐらいだと思っております。そこで、私と事務局で相談をして進行をこれまでの林政審議会とは変えたいと思っております。事務局からの御説明の後に、委員皆様から順番に名簿に沿って御意見を

頂くこととしていきますので、私の方で何分以内と申し上げますので、それに沿って皆様御発言をお願いできればと思います。今日、是非皆様から忌憚のない御意見、そして御提案等を頂きながら、充実した森林・林業基本計画にしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

初めに、本日は山下農林水産副大臣に御出席いただいておりますので、御挨拶をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○山下副大臣 皆さん、おはようございます。御紹介いただきました私、昨日皇居で無事に再任されました農林水産副大臣を拝命しております山下雄平と申します。

本日は、この林政審議会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げたいと思っております。

今日は皆様、大変お忙しい中、リモート出席も含めてこうして御参加いただきまして誠にありがとうございます。本日は先ほど会長からも話がありましたけども、森林・林業基本計画の変更について御議論いただきたいと考えております。森林・林業基本計画の変更に当たりましては、これまで本審議会において4回にわたり議論を頂いてきたところです。川上に関しては集積・集約化や再造林の推進、スマート林業技術の活用、そして川中、川下に関しては持続可能な木材生産や国産材の需要拡大など多岐にわたる項目について御議論、御意見を賜ったところです。

今回は頂いた御意見も踏まえつつ、森林・林業基本計画の本文につながる骨子案や目標値案などをお示ししております。あわせて全国森林計画については、森林・林業基本計画の変更に合わせて一部を変更する必要があると考えておりますので、本日諮問させていただきます。委員の皆様には活発な御意見を賜ることをお願いしたいと思っております。

今日この後、我々国会の開会式がございまして、私が冒頭で退席する非礼をお許しいただければと思っておりますし、今日、各委員から御意見を賜るという話でございますので、しっかり私、また大臣も含めてその御意見を賜り、政策立案にも生かしていければと思っておりますので、今日はよろしくお願い申し上げます。

○立花会長 ありがとうございます。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

本日は農林水産大臣からの諮問事項が1件ございます。全国森林計画の変更についてでございます。山下農林水産副大臣から諮問を頂きたいと存じます。

山下副大臣、よろしくお願いいたします。

○山下副大臣 林政審議会会長、立花敏殿。農林水産省大臣、鈴木憲和。

全国森林計画の変更について、標記について森林法第4条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。よろしくお願いします。

○立花会長 検討させていただきます。

山下副大臣におかれましては、公務のためここで御退席されます。

○山下副大臣 よろしくお願いします。

(山下副大臣 退席)

○立花会長 それでは、議事に入ります。議事(1)の森林・林業基本計画の変更についてとなります。

横山企画課長から御説明をお願いいたします。

○横山企画課長 企画課長でございます。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

私の方から議題1につきまして、資料1-1から資料1-4に沿って順次御説明を申し上げたいと思います。

まず、資料1-1、林政審議会等における主な御意見と対応方向(案)についてでございます。

1ページをまず御覧いただければと思います。これまで本審議会で御議論を頂く中で様々な御意見を頂きました。こうしたもののうち、次期森林・林業基本計画の方向性に関わるものについて主な意見・論点の欄にまとめてございます。冒頭にマークを付けさせていただいておりまして、マークの種類につきましては、右肩にございますように黒の四角は本審議会の委員の皆様からこれまで頂いた御意見、白の四角は昨年10月の本審議会で御説明いたしましたように、事業者、団体、地方公共団体、関係学会の皆様90者ほどに伺った御意見でございます。そして、黒と白が半分になっているものは、その両方から頂いた御意見となっております。

また、右側の対応方向(案)の欄には、それぞれの御意見を踏まえて、資料1-3の骨子案にどのように記載しているかを整理させていただいてございます。

この後、資料1-2を用いまして骨子案について一通り御説明をする予定でございますので、こちらにつきましては、特徴的なものをピックアップする形で御紹介するのにとどめまして、残りの部分につきましては適宜御参照いただければと思います。

まず、1ページでございます。この1ページから4ページまでが森林の有する多面的機能の発揮に関する施策の関連の主な御意見・論点となっております。

1 ページの例えば下から三つ目、森林総合監理士の活躍の場を広げるなど、森林経営管理制度等を担う市町村の体制強化が必要であるという御意見を頂いてございます。これにつきましては、右側の対応方向（案）にございますように、改正森林経営管理法に基づく経営管理支援法人制度の活用に加え、地域林政アドバイザー、森林総合監理士などによる市町村の体制整備、技術的支援等を促進というふうに骨子の方に反映させていただいているところでございます。

また、その一つ下、所有者不明森林の解消に向けて、関係府省とも連携して取組を進めるべきという御意見も頂いてございます。これにつきましては、右側にございますように、改正森林経営管理法に基づく所有者不明森林等の特例措置の活用による適切な経営管理を促進するとともに、関係府省と連携し、一体となって総合的な対策を推進ということでございまして、例えば相続土地国庫帰属制度などを所管する法務省などと連携して、しっかり取り組んでいくことを本文において反映させていただきたいと思っております。

続きまして、2 ページを御覧いただければと思います。2 ページの一番上にございますように、林業適地となる森林において集中的な路網整備を進めることが重要であるという意見を頂いてございます。これにつきましては、右側にございますように、林業適地となる森林のうち森林の集積・集約を進めているような地域などにおいて、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網整備を重点的に推進という形で反映させていただいております。

それから、その一つ下でございます。生物多様性の保全是、林業適地となる森林とそれ以外を含めた一定の広がりで考えることが重要である、こういう御指摘を頂いてございます。これにつきましては、右側にございますように、ネイチャーポジティブの実現に向け、生物多様性の保全等に資する取組を実施ということで、これは骨子の方でも区分を問わずということでございますけれども、全ての森林について生物多様性の保全に配慮した取組を進めるということで全体的に記載をさせていただいているところでございます。

それから、上から4 番目でございますけれども、伐採後の更新状況など、川上の取組の情報を川下に伝達することが重要という御意見を頂いてございます。これにつきましては、右側にございますように、合法性や伐採後の更新の確保、森林経営計画や森林認証に基づく生物多様性を高めるための取組を進めた上で、川中、川下へそれらの情報提供を推進という形で反映させていただいております。

それから、次の3 ページを御覧いただければと思いますけれども、3 ページの下から二つ目でございます。林野火災について市町村における林野火災注意報だけでなく、中央からの発信も重要という御指摘を頂いてございます。これにつきましては、右側にございますように、林野火

災害防の広報を強化、被災森林の早期復旧等を推進という形で記載させていただいてごさいます。

次に、4ページでございませう。4ページの下から二つ目、カーボン・クレジットについては、川上から川下をシームレスにつなぎ、持続可能な経済循環を生み出すものであることから、森林所有者等が参加しやすく、その収入源となるよう取り組むことが重要という御指摘を頂いてございませう。これにつきましては、右側でございませうように、森林由来J-クレジットの取引の更なる活性化に向けて、セミナー等を通じ企業と地域との連携事例の発信等を推進ということうで記載させていただいております。

ここまでが森林の有する多面的機能の発揮に関する施策の関連でございませう。

次の5ページが林業の持続的かつ健全な発展に関する施策の関連でございませう。

まず、1番目に最初に書いてございませう林業経営の主体は森林所有者が本来の姿という御意見も頂きませうし、その一つ下でございませうように、大規模、効率重視だけでなく、質にこだわり小回りの利く事業者も重要という御意見も頂いてございませう。これに対しましては、右側でございませうように、まず長期にわたる持続的な経営を担う多様な主体として一定面積を所有等する森林所有者を例示させていただくとともに、更に多様な主体として長期間経営し得る権利等を取得した森林組合や民間事業者を例示させていただいております。

それから、下から二つ目、労働災害を減らすため、他産業も参考にヒューマンエラーによる事故を防ぐ取組も重要であるという御指摘を頂いてございませう。これにつきましては、右側でございませうように、他産業での災害防止対策も参考に、労働災害の発生原因に応じた取組を重点的に実施という記載をさせていただきました。

また、一番下でございませう。川上、川中、川下を一体的につなぎデータ基盤の構築が重要という御指摘、これにつきましては、右側でございませうように、関係者が一体となって地域全体で林業DXを推進という反映をさせていただいたところでございませう。

それから、6ページから7ページにかけては、林産物の供給及び利用の確保に関する施策の関連でございませう。

御意見の上から三つ目、木材取引に当たっては、再造林等のコストも含めて話し合うことが重要という御指摘を頂きませう。これにつきましては、右側でございませうように、再造林を含むコスト構造の相互理解や国産材の合法性・持続性の市場への訴求を推進し、合理的な価格形成が図られるサプライチェーンを構築という反映をさせていただいてございませう。

それから下から4番目のJASについてです。事業者の意見を踏まえた制度とすべきという

ことと、またJAS製品の社会的地位向上も重要ということをご頂いてございます。これにつきましては、右側でございますように、JASについて利用実態に即して区分や基準を見直すとともに、認証業務における省人化等を推進という形で記載をさせていただきました。

次に、7ページを御覧いただければと思います。7ページの上から四つ目でございますが、住宅のほか、型枠合板など国産材利用が低い分野における利用拡大が重要という御意見を頂きました。これにつきましては、右側でございますように、国産材を活用した横架材、ツーバイフォー工法用部材の商品開発・設計手法の確立等を推進と書かせていただいております、記載ございませんが、12ページにコンクリート型枠用合板の国産材利用、仮設住宅の木造化を推進と併せて書かせていただいております。

それから、リフォーム・内装における木材利用拡大も重要という御意見も頂きました。これにつきましては、右側でございますように、リフォーム需要への対応や非住宅建築物の木質化に向け、広葉樹材や大径材から生産される板材等を活用した内装材の開発等を推進という形で反映させていただいております。

次が8ページは国有林野の管理及び経営に関する施策でございます、これにつきましては、昨年12月、国有林野の管理経営における今後の対応方向という資料で御説明させていただいたものをまとめたものでございますので、説明は省略させていただきます。

資料1-1につきましては以上でございます。

続きまして、資料1-2と資料1-3が今回の森林・林業基本計画の骨子（案）に関するものとなっております。資料1-3が骨子（案）の本体でございますが、資料1-2を使って御説明させていただきたいと思っております。

1ページ目を御覧いただければと思います。ここではこれまで本審議会で御説明をし、御議論いただいてきた内容を基に前計画の進捗やその後の情勢変化等を左側に、新計画の大きな柱立てを右側に整理してございます。

まず左側でございますが、前計画では令和7年の国産材供給量を4,000万立米とする目標を掲げましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響もあって、総需要量が前計画策定時から横ばいとなった結果、国産材供給量は燃料材を中心に増加したものの、直近の令和6年時点で3,500万立米に留まっているところでございます。

それから施策の進捗としては、森林におけるリモートセンシングの活用が進展し、省力化造林率も前計画期間中に過半まで普及をしております。また、林業経営体の規模拡大やスマート林業技術の開発に進展が見られました。

そのほか令和5年時点で製材業の出荷額が約6,300億円から約7,800億円に、合板・単板製造業の出荷が約3,500億円から約4,000億円になるなど、それぞれ増加するとともに、高層建築物の木造化など新たな分野での木材利用の拡大が見られたところでございます。

一方で、前計画期間中に生じた課題と情勢変化につきましては、利用可能な人工林が6割を超える中で、林業適地のゾーニング、これが令和5年度時点で約200万ヘクタール、再造林率は5割強程度、主要人工林において集積・集約された面積も令和6年度時点で約4割となっており、いずれも取組を加速させる必要があると考えてございます。また、気候変動の影響などから災害が多様化しており、これまで災害の少なかったような広い地域で甚大な山地災害が発生するようになっております。

それから、林業では死傷年千人率が令和6年時点で23.3と減少しているものの、依然として高い労働災害発生率が課題であると同時に、林業経営体における主伐の労働生産性が令和12年における目標の1人日当たり11立米に対して、令和元年から5年までの平均で7立米と生産性の向上も道半ばといったところでございます。

木材に関しましては、人口減少等を背景に、木材の主な需要先である住宅需要全体は下がり基調である一方、品質性能と持続性の確かな木材へのニーズが高まってございます。その持続性の面からは世界的潮流といたしまして、温室効果ガスの排出量と吸収量とを均衡させるネット・ゼロが求められる中、一定量以上の温室効果ガスを排出事業者に、自社の排出量を算定し国に報告し公表することを義務付けるSHK制度の改正や、建築物を構成する各部材や設備の製造、施工から建築物の使用、解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する二酸化炭素等を算定評価する建築物のLCAの制度化などを通じた、木材利用効果の見える化の動きが見られております。また、生物多様性に関しましても、その損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの観点から、森林利用の持続可能性が求められております。一方で、国内では川上、川中、川下の情報共有の不足等から国産材の付加価値向上や需要拡大の機会を活かし切れていないという課題を抱えてございます。

こうした現状認識の下、新計画では右上にありますように、森林・林業・木材産業の好循環による「森の国・木の街」の実現を新たな理念として掲げたいと考えております。前計画でお示したグリーン成長の理念を発展的に継承し、関係者が相互理解の下、正の連鎖でつながり、幅広い協力を得つつ、将来に希望を持って新たな取組に挑戦できる構造を確立し、森林資源の循環利用と多様で健全な森林づくりを進め、森林・林業・木材産業を健全な形で次世代に継承することを目指したいと考えてございます。

そのための新計画における主な対応方向をその下の五つに提示させていただきました。

一つ目は、適切なゾーニングに基づく多様で健全な森林づくりでございます。人工林が間伐中心の保育から主伐再生林の次世代の森林造成に移行する中で、期待する機能に応じたゾーニングを進めるとともに、林業適地では再生林を確保し、それ以外の森林では針広混交林化などによって天然林への移行を図っていきます。その際、全ての森林について生物多様性の保全に配慮した森林づくりを進めます。また、改正森林経営管理法の最大限の活用を図り、長期にわたる持続的な経営管理を担っていただける林業経営体への森林の集積・集約化を加速します。加えて、気候変動に伴う豪雨の増加等に対応し、路網の強靱化や災害発生リスクの見直しに基づく治山対策などを加速します。そのほか森林空間の総合的利用に向けた森業を新たに位置付け、山村の自立的・持続的な発展を促してまいります。

二つ目が、スマート林業技術の導入等による持続的な林業の確立でございます。林業分野では、ようやく遠隔操作や自動運転等のスマート林業技術の開発が進んでまいりました。既に実装段階に入っている技術もございます。一方で、開発段階にある技術の現場実装を進めることにより、安全性と生産性の向上につなげてまいります。あわせて、将来の林業を支える林業従事者の皆さんの処遇と労働環境の改善を進めます。また、林業を支える主体としては、森林所有者や森林組合などの既存の事業体を始め、林業を志す若者や川中、川下の事業者、異業種などの新規参入により多様な経営体が登場しており、この動きが林業の活性化に確実につながるよう地域の状況に応じて、その育成確保を進めたいと考えてございます。

三つ目が、国産材サプライチェーンの強靱化でございます。木材の付加価値の向上を図るためには、需給動向を始め、各地域の森林資源の賦存状況や木材の在庫状況などを基に、木材流通の最適化を図ることが不可欠でございます。このため原木市場に地域流通のハブ機能を持たせるなど、ICTの活用等による原木流通コーディネート機能の強化に取り組みます。また、国産材サプライチェーンの関係者がコスト構造について情報を共有するとともに、クリーンウッド法の仕組みなどを活用し、木材の合法性のみならず森林経営計画や森林認証など、森林利用の持続可能性に関する情報を伝達し、相互理解を醸成することを通じて合理的な価格形成が図られる強靱なサプライチェーンの構築を後押ししてまいります。

次、四つ目は国産材の供給力強化でございます。木材は国際商品でございまして、国産材は輸入材や鉄筋、鉄骨などの他資材に対する競争力の強化が常に必要となっております。また、ウッドショックの際に国産材供給の脆弱性が顕在化した反省の上に立ちまして、供給を安定的かつ柔軟に行うことができるよう、木材加工流通施設の規模拡大や工場間連携、ストック機能

の強化に取り組みます。また、昨年の建築基準法改正により、これまで以上に構造計算等が求められる建築物の範囲が広がっており、こうした中で川下に国産材を選択していただくため、JAS材などの品質性能の確かな製品の安定的、効率的供給を推進します。一方で、特に中小・地場の工場は、地域ごとのニーズに対応した付加価値の高い木材製品を供給してきた一方、高齢化や人材不足が課題であることから、地域の関係者間の連携を通じた持続的な供給体制の構築を支援してまいります。

五つ目が、「木の街」の実現でございます。折しも環境に配慮した企業経営等を求める動きが強まっており、本格的な利用期に入った人工林の活用に向けては千載一遇のチャンスと考えてございます。このため都市（まち）の木造化に向けた建築物木材利用促進協定の締結や、「森の国・木の街づくり」宣言を引き続き促進するとともに、企業の皆さんにとって木材利用の動機付けとなる炭素貯蔵効果や心身面に与える効果の見える化を進めてまいります。同時に、国産材の利用拡大に必要となる部材開発や設計手法の確立、普及を進めます。輸出につきましても、輸出先の多角化や輸出先市場のニーズに対応した、より付加価値の高い製品輸出を促進いたします。また、将来にわたる木材のカスケード利用の確保を図るため、改質リグニンを始めとする木質系新素材の開発や実装を引き続き進めます。そのほか幼少期から木材と親しむ木育の推進にも取り組んでまいります。

一番下に緑の部分でございます。新計画ではこれまでの目標に加えて、新たに目標の実現に必要な施策について具体的な成果指標、いわゆるKPIを設定いたしまして、PDCAサイクルによる施策の見直しに活用したいと考えてございます。具体的には、後で資料の1-4で御説明をしたいと思います。

続きまして、2ページを御覧いただければと思います。森林・林業基本計画（骨子案）のポイントでございます。ここでは森林・林業基本法の立て付けに沿った項目によりまして、新計画で記載する主な内容を網羅的に載せてございます。下線部のみ、先ほどの対応方向となるべく重複しない形で御説明をしていきたいと思っております。

まず、左側の緑の枠の森林の有する多面的機能の発揮に関する施策でございます。先ほど御説明しましたとおり、期待する機能に応じたゾーニングを行った上で、林業適地の持続的利用に向けて路網整備等の施策の重点化、森林経営計画制度や伐採造林届出制度の見直し等を進めます。また、生活の身近にある里山林等の利活用を進めます。そのほか全国に被害が広がりつつあるナラ枯れ等の駆除予防措置やシカ対策などに加えて、昨年からの問題となっておりますクマ問題に対応しまして、生息環境の保全整備などにも取り組みます。また、毎年4月頃に向け

て本番となります花粉症の対策に向けまして、花粉の少ない森林への転換も引き続き進めてまいります。

集積・集約化の加速に向けては、改正森林経営管理法の最大限の活用を図る中で、個々の森林境界に捉われない集積化手法の横展開を促進するとともに、リモートセンシングを活用した境界明確化や森林所有者情報等の透明性と精度の向上にも取り組みます。

再造林の推進に向けては、先ほど御説明した施策の重点化などに加えて、成長の速い特定苗木等の生産体制の整備や、伐採、造林の一貫作業などにより省力化を進めます。

国土の保全に向けては、国土強靱化の取組を加速すると同時に、林野火災の予防に向けた広報の強化を図るほか、太陽光発電設備の設置等について改正森林法に基づく林地開発許可制度の適正な運用にも取り組みます。

次に、真ん中の青枠の林業の持続的かつ健全な発展に関する施策でございます。先ほど御説明いたしました森林の集積・集約の加速に加えて、林業機械の導入と路網整備を適切に組み合わせた効率的な作業システムの導入を促進いたします。あわせてAIも活用した林業DX、林業機械の遠隔操作、自動運転技術等の開発・実装による伐採、搬出等のスマート化などのスマート林業の実現により、安全性と生産性の向上を図ります。

林業従事者の確保・育成に向けては、新規就業者など多様なキャリアに対応した段階的、体系的な人材の育成、定着、女性や障害者など多様な人材の活躍に向けた環境整備に引き続き取り組みます。

処遇、労働環境の改善に向けては、技能検定を活用した能力評価等による処遇の改善、経営者と従事者の双方の意識改革も含めた労働安全対策の徹底に取り組みます。

次に、右側の茶色枠の林産物の供給及び利用の確保に関する施策です。合理的な価格形成に向けては先ほど御説明したクリーンウッド法の仕組みなどを活用した情報の共有、伝達に併せて、適正取引推進ガイドラインの下で作成された各業界団体の実施行動計画に基づき、商慣習の見直し等を進めます。

国産材の供給力強化に向けては、これも先ほど御説明いたしました木材加工流通施設の生産力の強化やストック機能の強化に加えて、建築用材の国産材への転換に向け、非住宅、中高層建築向け部材や住宅向けでも国産材比率の低い部材の供給力を強化するとともに、次に御説明いたします内装材の需要開拓等と併せて今後の大径材の増加等に対応した設備の重点的な整備等により、付加価値の高い製品の供給体制の強化に取り組みます。

「木の街」実現のための建築用材の国産材への転換に向けては、先ほど御説明した部材開発

や設計手法の確立、普及と併せて、リフォーム等の潜在需要が見込まれウェルビーイングにもつながる内装材の需要開拓と内装材に向けた広葉樹材等のサプライチェーンの構築に取り組みます。また、木材利用効果の見える化に向けては、建築物のライフサイクルカーボン評価（LCA）を始めとする効果の客観的な評価手法の確立や、改正SHK制度を含めた効果の見える化の手法の普及を図ります。

次に、左下の藤色の国有林野の管理経営に関する施策でございます。国土の2割、森林の3割を占める国有林について、引き続き国が責任を持って公益を重視した一元的な管理経営を実施します。同時に、全国的な組織・技術力や豊富な森林資源を活用し、地域の森林・林業施策の課題解決をリードしていくこととしております。主なポイントとしては、昨年12月の本審議会における御議論を踏まえ、生物多様性を高める森林づくり、山地の防災・減災への対応、林業経営体の経営基盤の強化、地域における持続可能な木材生産への貢献、開かれた国民の森林としての管理経営の実施の5点としてございます。

最後に右下のピンク色の横断的に推進すべき施策でございます。ここまで御説明をいたしましたとおり、川上から川下まで課題の解決にはいずれもデジタル技術の活用が不可欠でございますので、森林土木分野におけるICTの導入等も含めて、森林・林業・木材産業全体でデジタル技術の活用を推進します。また、発災から15年となる東日本大震災について、復旧・復興がかなり進んできているものの、例えば原子力災害の被災森林内にはいまだ放射性物質の影響が残っている状況でございます。こうした状況を踏まえた真の復興・創生に向けて引き続き取組を進めてまいります。

以上が、骨子（案）に関する資料1-1、1-2、1-3の御説明でございました。

引き続きまして資料1-4の説明に移らせていただきたいと思います。資料1-4は森林・林業基本計画に掲げる目標等についてでございます。

まず1ページ目が、目標の考え方になってございます。森林・林業基本計画では基本法に基づいて①森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と、②林産物の供給及び利用に関する目標を定めることとされております。

①の目標につきましては、機能に応じた森林の望ましい姿を提示し、機能の発揮に向けた整備及び保全の考えについてお示しします。その際、12月の本審議会でお示したとおり、人工林と天然林の区分ごとに提示し、天然林のうち里山林のように適切な整備により利活用等を行うことが望まれるものについては、利活用等により機能の維持増進を図る天然林と細分して提示したいと考えてございます。②の目標につきましては、望ましい森林の整備、保全が行われ

た場合に、将来の利用量に対応して供給し得る木材の量を勘案して供給量目標を設定するとともに、今後の需要動向を見通した上で、各種の施策によって諸課題が解決された場合に利用される用途別の木材の量を利用量目標として設定する考えでございます。

それから2ページ目でございます。ここからは①の多面的機能の発揮に関する目標に関連して、森林の機能と望ましい森林の姿でございます。森林に期待される八つの機能を例示してございまして、機能ごとに望ましい森林の姿を提示してございます。

例えば一番左側にありますように、水源涵養機能の発揮が期待される森林では、下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を貯える隙間に富んだ浸透、保水能力の高い森林土壌を有する森林などとしてございます。

また、資料の下段には、人工林、天然林、それから利活用等により機能の維持増進を図る天然林ごとに、その定義と具体例を記載させていただいてございます。

それから3ページ目でございます。この望ましい森林の姿の実現に向けた整備及び保全の基本的な考え方でございます。機能を左の列、人工林と天然林を上の方に置き、それぞれの組合せによってどのような整備、保全を進めていくのかについて基本的な考え方を記載してございます。

例えば左上にありますように、水源涵養機能の発揮を特に期待する林地生産力の比較的高い人工林については、皆伐面積の縮小、分散や間伐の繰り返しによる伐期の延長を図るとともに、伐採後は植栽による確実な更新を行うなどとしております。

4ページ目に、これまで御説明した考え方を図にしております。左下、赤枠の人工林でございますが、林地生産力が比較的高い自然的・社会的条件の良い林業適地では、伐採後の再造林等により人工林を維持し、林業適地以外では侵入広葉樹を活用した針広混交林化などにより天然林へ移行いたします。

右側青枠の天然林の中の黄色枠の、利活用等により機能の維持増進を図る天然林では、適切な整備により林産物の活用や緩衝帯としての活用等を図ります。

それから右下の原生的な天然林等では、厳格な保護、管理を図るとともに、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元等の保全管理を行います。

それから5ページ目が、目標値の案でございます。林地生産力等の自然条件や車道や集落からの距離といった社会的条件を勘案しまして、我が国の森林全体について試算し、最終的には人工林を1,020万ヘクタールから630万ヘクタールとし、天然林を1,490万ヘクタールから1,870万ヘクタールとすることを指向いたします。また利活用等により機能の維持増進を図る天然林

については、110万ヘクタールから520万ヘクタールとすることを指向いたします。この指向する森林の状態に到達する過程で5年後、10年後、20年後の森林面積として表の中にある目標値を掲げてございます。今後この目標値の実現に向け、御説明をしてきました整備保全に取り組んでまいりたいと考えております。

6 ページ目は多様な森林整備の考え方に関する参考資料、それから7 ページ目は望ましい路網整備の考え方に関する参考資料となります。説明は割愛させていただきます。

8 ページ目からは②の林産物の供給・利用に関する目標についてでございます。林産物の供給・利用に関する目標は、1 ページで御説明したとおり、今後の需要動向を見通した上で設定することとしておりますので、左側の需要量の見通しを御説明いたします。まず、建築用の需要が多い①の製材用材、②の合板用材につきましては、人口減少に伴って住宅需要が中長期的には減少する一方で、非住宅、中高層建築物やリフォーム等における需要拡大、あるいは木材製品の輸出拡大などにより増加すると見込んでおります。

それから③のパルプ・チップ用材等につきましては、デジタル化の普及等により製紙用需要の減少傾向が続いていることから今後も減少、④の燃料材につきましては、木質バイオマス発電施設の稼働状況等を踏まえ、需要は増加するもののペースは鈍化していくものと見込んでございます。

次に右側でございます。こういった総需要量に対応した用途別利用量の目標値の考え方でございます。①の製材用材につきましては、低層住宅用製材の国産材への転換や需要量の見通しにありましたような非住宅・中高層建築物、リフォーム等の需要拡大に対応した国産材の供給、更には輸出の拡大などにより増加を見込んでおります。

②の合板用材につきましても、製材用材と同様の需要増加への対応に加え、構造用合板のほかフロア台板用やコンクリート型枠用の合板における国産材への転換により、増加を見込んでおります。

③のパルプ・チップ用材等につきましては、総需要量が減少する中でも国産の小曲材や低質材などについて製紙原料や木質系新素材への活用を促進することにより、現状と同程度を見込んでおります。

④の燃料材につきましては、未利用材の有効活用などを通じて、地域内での熱利用、熱電併給を促進することにより、増加を見込んでおります。

それから9 ページ、これが目標値の案となります。これまで御説明した考え方で表のとおり、総需要量については建築用材等は3,200万立米から3,500万立米に増加。非建築用材等は5,000

万立米で横ばいと見通した上で、国産材利用量については建築用材等は1,800万立米から2,600万立米に増加。非建築用材等は1,700万立米で横ばいといたしました。

次に、下段にある木材自給率の見直しについて御説明いたします。いわゆるウッドショックが発生するなど輸入材に依存してきた木材供給の脆弱性が顕在化したところでございます。このため国内木材消費における国産材の貢献度をしっかり把握できるよう、分母から輸出を除くこととしたいと考えてございます。

なお、この見直しを令和6年の数値に当てはめると、木材自給率は42.5%から44.7%へと約2ポイント増加することになってございます。

それから10ページは、林産物の供給・利用に関する目標のイメージに関する参考資料でございます。説明は割愛させていただきます。

11ページ目、付加価値の向上についてです。これも参考資料でございますが、住宅需要が中長期的に減少する中で、我が国の林業、木材産業を発展させていくためには、需要の拡大と併せて供給する木材全体の付加価値を高めていくことが重要でございます。高齢級の人工林から生産される大径材については、辺材部を活用した木取りにより付加価値の高い内装材等を効率的に生産することも可能でございます。折しも製材用材における大径材の出材比率は10年後には50%に増加することが見込まれており、設備の重点的な整備や効果的な木取りの手法の普及、製品開発への支援等を通じて付加価値を高めていく考えでございます。

12ページ目からは、森林・林業基本計画に係る評価体系の見直しについてでございます。現行では森林・林業基本計画の目標の達成に向けた施策ごとの具体的な成果指標の設定及びフォローアップは、森林・林業基本計画とは別の仕組みによって実施されております。PDCAサイクルによる施策の見直しの実効性を高めるべく、次期森林・林業基本計画からは目標と成果指標の設定及びフォローアップを林政審議会において一貫して実施したいと考えております。このため、目標に加えて具体的な成果指標を次期森林・林業基本計画の中でKPIとして定めたいと考えてございます。

13ページ目になります。このため目標達成に向けて取り組むべき課題と具体的施策を明確にした上で、その有効性を評価するためのKPIを新たに設定したいと考えてございます。

14ページ目が次期森林・林業基本計画におけるKPIの案でございます。資料1-2でお示しした主なポイントに合わせて中央のところに主な課題を整理するとともに、その有効性を評価でき、かつ統計などにより継続的かつ客観的なフォローアップが可能なKPIを右にまとめてございます。項目の中でピンク色の丸が付いているものは、これまでの政策評価にはなく、

新たに設定しようとするものでございます。今回は項目のみで御議論いただき、具体の現状値や目標値は4月に予定されております本審議会の場でお示しする予定としております。

最後の15ページ目に参考といたしまして、主な課題の解決が進み目標が達成された場合における価格構造や造林負担の変化を効果として試算したものをお示ししております。10月の本審議会でもお示した四つのポイントに沿った取組を進めることで、トータルで1立米当たり3,200円の利益増が期待されます。その一部が立木価格に反映されると同時に、造林の省力化が進むことで造林利回りが上昇するという試算をいたしました。あくまで平均的な状況を想定して試算したもので、森林や林業形態、あるいはサプライチェーンなどの違いによって大きく異なることも想定されますけれども、関係者の皆さんが地域ごとに話し合うきっかけにしていたいただければと考えております。

私からの御説明は以上でございます。

○立花会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ここから皆様に御意見、御質問を賜ることにいたします。2段階で考えております。まず最初に、今の御説明に対して記述内容、用語や記述の部分で分かりにくい部分があるから説明してほしいということがあれば、1分以内で御発言いただいて、事務局から林野庁の皆様から御説明いただいた後に、今度は具体的に骨子案について皆様から御意見や御提案を頂きたいと思っております。この骨子案をベースにしながら本文案が作成されてまいりますので、重要なことで欠落している部分があれば、是非ここで御指摘いただいて、本文を作成するに当たって、皆様からのご意見を踏まえて事務局に進めていただくことをお願いしたいと思っております。

まず最初に今、御説明があったところ及び資料の1-3、本文の言葉を含めて記述してあることについて確認したいことがあれば、ここで御発言をお願いしたいと思います。もう一回御発言の機会を設けます。そのときには具体的な御提案等をお願いしたいということです。

名簿に沿って安藤委員から順に10名、澤田委員まで御質問があれば出していただき、その後事務局から御回答をお願いすることにいたします。

まず安藤委員、いかがでしょうか。

○安藤委員 記載については特にございません。

○立花会長 ありがとうございます。

大内委員はいかがでしょうか。

○大内委員 資料の1-1の1ページ目の右側の改正森林経営管理法に基づく経営管理支援法

人制度について、詳しく教えていただければと思います。

それから1-4の5ページで、NFIデータを基にして集計とありますが、もう少し詳しく理解できるように説明をお願いします。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

小野委員、いかがでしょうか。

○小野委員 言葉に関しては特にございません。

○立花会長 ありがとうございます。

川上委員、いかがでしょうか。

○川上委員 私も言葉については特にありません。

○立花会長 上月委員、いかがでしょうか。

○上月委員 資料1-3の9ページにあります森林を活用した山林地域の発展というところの「自伐型林業等の」と書いてありますが、以前に会長から用語の整理をするようにと言われていましたが、全然変わっていない。それでいいのでしょうかというところをお聞きしたいと思います。

○立花会長 ありがとうございます。

ウェブで御出席の河野委員、いかがでしょうか。

○河野委員 特段文言の疑問はございません。

○立花会長 ありがとうございます。

五味委員、いかがでしょうか。事前の説明の機会がなかったと聞いていますので、御質問があればここでお願いいたします。

○五味委員 ありがとうございます。都合がつかずに申し訳ございません。

ネイチャーポジティブの言葉が幾つか出てきますが、ネイチャーポジティブの数値目標は2030年と2050年自然回復過程軌道で2030年だと思います。今回の森林・林業基本計画の範囲で考えていく数値目標年、目指すところはどこなのかという質問です。

○立花会長 ありがとうございます。

斎藤委員、いかがでしょうか。

○斎藤委員 文言に関しては特にございません。

○立花会長 ありがとうございます。

佐藤委員は御欠席で、澤田委員、いかがでしょうか。

○澤田委員 1－3で言うべきか分かりませんが、森林の面積等のところで、人工林等に区分が変わっているの、用語の定義が変わっているところに対して説明がとあってもいいと思いました。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

以上、9名からの御質問について、御担当から御回答お願いできますでしょうか。

○増山森林利用課長 森林利用課長、増山でございます。

大内委員から御質問ございました支援法人制度について、森林経営管理法の改正は4月1日から施行いたしますが、集積・集約化を進めるための仕組みを様々設けてございます。その主体は市町村となり、権利を集約化して林業経営体につないでいくこととなりますが、その際に市町村の体制がなかなか整っていない地域も多いということが課題として上げられております。そのため、民間の事業者などが市町村が担うべき業務を代わりに行えるような仕組みを今回の改正法の中で設けており、林政審議会においては徳島県のやましごと工房さんの例なども御紹介させていただきましたが、経営管理方針の検討や所有者の意向調査、そういったことを実際担っていらっしゃる方がおられました。それを経営管理支援法人に指定をする制度によって、しっかり法律に基づいて集約化に向けた取組を進めていただく、こういう目的でございます。

それから、ネイチャーポジティブは目標年が2030年で、その辺りのタイムフレームについての御質問がございましたが、気候変動の関係では2050年ネット・ゼロというところが目標になっております。生物多様性関係で申し上げますと、2030年までのネイチャーポジティブというのがいわゆる国際目標の中で定められており、国内においてもタイムフレームに沿って取組を進めているところでございます。様々な枠組みによって目標年が変わってきますが、森林・林業基本計画での目標の中で、こういった時期をタイムフレームを意識しながら目標を検討していきたいと考えているところでございます。

○土居計画課長 計画課長です。

大内委員から御質問ありました資料1－4の5ページ、注の4に総蓄積や成長量についてNFIの計画から推計していることを、どのように推計しているのかという御質問だと思います。このNFIのデータについては、各スポットの標本について把握をしているデータで、表で示しているのは全国のデータになります。林齢や樹種ごとのスポットのデータから全国の状態を推計したということでございます。

また、澤田委員から、「人工林など」そういった目標の示し方は変わっているが、用語につ

いて定義がなかなか不明瞭になっているのではないかという御指摘ですけれども、今回の骨子（案）や資料をまとめる形で示しておりますので、本文などにおいてはしっかりと示していくことを考えてございます。

以上です。

○立花会長 経営課長、お願いします。

○小坂田経営課長 経営課長でございます。

先ほど上月委員から自伐型林業についての御質問がありましたのでお答えいたします。

近年、山村地域に移住して自然の中で組織に縛られずに仕事をしたいという若者にとって、いわゆる自伐型林業が重要なキーワードとなっており、市町村などが開催する自伐型林業の講習会は地域内外からの参加者も多いところでございます。こうした実態を踏まえ、より分かりやすく山村振興に資する取組を記載するという観点から、自家労働で木材生産を行う者の例示として自伐型林業を明記させていただいたところです。その際、自伐型林業とは所有山林又は施業受託した山林において主に自家労働により小規模な林業を行うことと考えております。

以上でございます。

○立花会長 これで全てでしょうか。

五味委員からの質問については、森林利用課長の回答でよろしいですか。ありがとうございました。

それでは、名簿の後半の皆様をお願いいたします。

高森委員からは何か御質問ございますか。

○高森委員 1-4の8ページ、9ページですけれども、林産物の需要量を見通すことは必要だと思います。それと目標値という言葉になると、それを目指してKPIを設定するということだと思いますが、KPIを設定することでこの方に施策を強化し予算が付くので、そちらの方に市場が動いていくということだと思いますが、パルプ・チップ用材は減少を見込んでいるけれども、目標値という表現に同程度見込んでいるのは、何か意図を持って同程度にするのか、そうであれば上振れしても下振れしても丸ということになるのであれば、目標値という言葉と合わないし、国産材のパルプ・チップ用材を増やすということであれば、目標値として正しいと思うのですけれども、その目標値という言葉なのか、あくまでも見通しなのか、増加させるというところは意図があるので目標値という言葉と合っていると思いますが、減少すると見通しているときに同程度を見込むとしたら、同程度になったら後々丸ということなのか、増えても丸なのか、減っても丸なのか分からなくなると感じました。

○立花会長 ありがとうございます。

土川委員、いかがでしょうか。

○土川委員 1点だけ確認させていただきたい。資料1-2の理念のところの2行目の、挑戦できる構造を確立したいとなっているんですけども、構造という言葉がいいのか、何となく体制の方がいいのか、あえて構造と付けられたということは、川上、川中、川下、それから山間部含めて、いわゆるストラクチャーを作るというか、そういった何かの意図があってこの言葉にされたのか、確認させていただきませんかでしょうか。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

出島委員、お願いいたします。

○出島委員 私からは特に言葉はありません。

○立花会長 ありがとうございます。

ウェブで御出席の中島委員、いかがでしょうか。

○中島委員 私も特にございません。

○立花会長 ありがとうございます。

それでは、中西委員、いかがでしょうか。

○中西委員 文言についてはございません。

○立花会長 ありがとうございます。

林田委員、いかがでしょうか。

○林田委員 私も特に質問ございません。

○立花会長 ありがとうございます。

日當委員、いかがでしょうか。

○日當委員 資料1-2の新計画の森林・林業・木材産業の好循環による「森の国・木の街」の実現というテーマが掲げられていまして、その下に関係者が相互理解の下、正の連鎖でつながりという記述がされております。イメージとして分かるのですが、この中で正の連鎖でつながりということが今回の森林・林業基本計画の正に精神的な支柱になるような気がするんです。この正の連鎖の意味、込められた思いをお示しいただければというところです。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

平井委員、いかがでしょうか。

○平井委員 特にございません。

○立花会長 ありがとうございます。

藤掛委員、いかがでしょうか。

○藤掛委員 特にございません。

○立花会長 ありがとうございます。

私から最後に。資料1-2などに合理的な価格形成とありますが、需要と供給から均衡価格が決まると合理的でいいとおっしゃっているのかもしれないけども、需給で均衡が決まっているのであれば、今の価格がそうなわけです。だから、逆に適正価格で再造林を行って林業がしっかりと成り立ち、森林が持続保続していく状況を作るという意味で、政策としては適正な価格にする方がいいのではないかと個人的には思うのですが、その辺りについて、どういう意味合いでこれを使われているか教えていただければと思いました。

では、担当の皆様からお願いいたします。

○横山企画課長 企画課長でございます。

幾つか言葉について御質問を頂いたと思います。

まず、構造という言葉を使わせていただいた関係で、これは川上、川中、川下それぞれの段階で体制をしっかりと確立していく、あるいは体制を強化していくとともに、それをつないでいくサプライチェーンの強靱化を図るという、その全体をもって構造と呼んでおり、こういった新たな取組に挑戦できるような全体構造を作っていくということで構造という言葉を使わせていただいているところでございます。

それから、合理的な価格形成、合理的という言葉についての御質問を頂きました。適正などという言葉も正しいと思いますけども、これまで御説明してきておりますように、いわゆる輸入材にかなり引っ張られ、抑えられてきた価格というのが必ずしも合理的ではないのではないかと考えておまして、先ほど正の連鎖という言葉についても御質問いただきましたが、正に川上、川中、川下の関係者の方々がウィン・ウィンの関係になっていくためには、きちんとしたそれぞれのコスト構造を反映した、合理的な価格形成が図られることが正に正の連鎖につながるという、そういう関係になっていくのではないかと考えて、このような言葉を使わせていただいたところでございます。

以上でございます。

○間島木材産業課長 木材産業課長でございます。

先ほど高森委員から御発言ありましたパルプ・チップの部分でございます。パルプ・チップ

需要量の見通しについては、先ほど企画課長から御説明しましたとおり、ICTの進展、デジタル化の進展といったような中で、実際に減少してきておりまして、これが引き続き需要の減を見込んでいるところです。これに対して、それ以上減少しないように様々な施策を打ち出していく中で、小曲材、あるいは低質材などの製紙原料、あるいは木質系の新素材、こういうものについての活用、こういった施策を打ち出す中で、利用量については現状と同程度を見込むという、そういう形にさせていただいているところでございます。

以上です。

○立花会長 以上でしょうか。どうもありがとうございました。

もし納得できない部分があれば、次の発言のところで加えてお願いできればと思います。

それでは、これから骨子（案）につきまして、この部分が漏れているのではないかということも含めて御提案なり御意見を賜ればと思います。大変申し訳ないんですけども、時間的な制約がありますので、お一人3分程度ということで、それ以内でお願いできればと考えております。先ほどと同様に、安藤委員から始めて名簿上から下へと進めさせていただければと思います。今回は御提案なども含まれてくると思われまますので、5名ごとに区切ろうと思ひます。御協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、安藤委員から上月委員まで5名にお願いしたいと思ひます。

安藤委員からお願いいたします。

○安藤委員 資料を見せていただきまして、様々な施策があつて、特に問題ないと思ひのですが、私は紙パルプ関係ということもありますので、その観点から加えていただければということを含めて少し説明をさせていただきます。3分程度ということなので、早口になるかもしれませんが、御容赦ください。

紙パルプ関係は木材のバイオマス利用というところでカスケード利用の一翼を担っていると考えてございます。その中で、今回も改質リグニン等の言葉を入れていただいておりますが、ほかセルロースナノファイバー、循環利用により木材を余すことなく使うということによって新たな価値を創造できることは記載いただひているところですが、この中でもバイオエタノールのSAF活用等々ということについても推進してはどうかということも検討いただひければと思ひます。

先ほど国内の広葉材の利用が10%程度しかないということがござひましたが、残り90%は輸入しているということですので、今後EUDRなどヨーロッパの動き等々含めますと、素性の分かっている持続可能な森林経営というところから出てきたものを求められる可能性もござひまますので、スマート林業等々を進め、国産材のサプライチェーンの強靱化等も進めることで、

素性の確かな木材のみを利用する。若しくはチップを利用するという価値の向上を図っていければと思います。

また、木材の価値やその木材を生み出す森林経営の重要性、価値を国民に知っていただくということも含めて、温暖化で活用されている森林J-クレジットの更なる普及拡大を進めるという観点とともに、生物多様性の保全についてのクレジットについて、何か御提案や評価手法を見える化していただけると有り難いと思っております。

端的には1-4の資料P14で今回のKPI案というのを頂いておりますが、この中にSAFや国内の広葉樹の活用など、生物多様性のもう一段の活用もKPIに入れることを御検討いただければ有り難いと思う次第です。

以上でございます。

○立花会長 的確にまとめていただきありがとうございました。

大内委員、お願いいたします。

○大内委員 資料1-4の4ページで、現在再造林率が50%程度ということで、それを天然林に変えていくということは分かりますが、シカ被害などが結構多い地域もありますけども、そういう地域において天然更新が難しい状況のところについては、今後どのように天然更新を進めていくかを獣害対策を含め造成法天然更新の造成方法について聞きたいと思っております。

それから、同じく1-4の14ページで、KPIの状況指数を調べるに当たり、花粉の少ないスギの苗木の生産割合も指標には入れておりますが、花粉対策で伐採もしていますので、再造林に対して花粉の少ない苗木を何%植えているか、その辺も入れたらということと、多面的機能、公益的機能とっております中、有花粉を植えるのはまずいので、これから全部無花粉なり少花粉苗という方向に何年度までにしていくという目標もあっていいと思っております。

また、里山整備の実施ということで、広葉樹の製材や合板用材利用についてですが、広葉樹を利用するという意味でここに書いてあるのか確認したいです。それであれば、里山林の中で製紙用やバイオマス用の指標も入れてもどうかと思っておりますが、その辺を御検討いただければと思っております。

最後に15ページで、木材価格が最終的に3,200円の利益増となりますけども、最終的に山元価格への値上がりはなかなか難しいのではないかとありますが、山元価格を上げることで森林所有者の山離れもある程度防ぐこともできるので、難しいかと思っておりますけれども、もう少し丸太価格を今後上げていくということも理解できるような資料にしてほしいと思っております。

それから、生産量が7立米から11立米とありますが、林業白書では8立米となっているような気がしますけども、そちらとの整合性について伺います。

以上でございます。

○立花会長 どうもありがとうございました。

続きまして、小野委員、伺います。

○小野委員 森と未来、小野なぎさです。

文言の追加についてとKPIのところについて意見があります。

まず全体的にこの計画を読んでみて、印象として資料1-2には森林のこと、林業のこと、林産物のこととバランス良く書いてあるのですが、骨子を読んでいると、それぞれの施策の目標が林業・木材産業の必要性に偏りがあるように感じました。もちろん木材利用は重要ですけども、企業からの環境貢献への関心が高まる中で、必ずしも全ての企業が直接木材を利用できるわけではないので、より多くの企業や国民にこの価値を伝えていくためには、森林そのものがもたらす価値をきちんと見える化することが必要ではないかと思いました。

骨子（案）には森林の有する多面的機能の発揮に関する施策について記載されておりました。内容を読んでいると、機能に応じた整備量や面積などは丁寧に整理されていますが、整備によって森林の機能の価値がどの程度高まったのかを評価する枠組みについては触れていないように思われました。整備の量を示すことは重要ですが、その結果として水源涵養や防災、快適な環境形成、健康といった多面的機能がどの程度発揮されたのかをどのように評価するかという視点も今後は必要になると思っています。これは気候変動や生物多様性というものの視点が企業からも求められています、自然資本の経済的可視化ですとかレジリエンスの強化が国際的な流れとなっていますので、今後企業や金融機関にも自然関連リスクの開示が求められる中で、森林の多面的機能をどのように評価し、社会的価値として示せるのかというのは政策の信頼性につながるとしています。

評価がなければ森林は守る対象にはなっても投資や具体的な選択の対象にはなりにくいと思いますので、今回の改定で評価方法を記載するのは難しいと思いますので、例えばこれから5年で評価の枠組みを検討、整理する期間と位置付けて、多面的機能の評価方法の確立に向けた検討などを位置付けていただけないでしょうか。

そして、KPIについても併せて多面的機能の発揮のところには、面積ですとか整備量の量的指標がありますが、質を測る指標についても検討ができないかなと思いました。八つの機能のうち、例えば私が専門としているのは保健レクリエーションや文化機能の部分ですが、この

二つはほかの機能と違って人間にとっての価値となる機能かと思いますので、森林の状態のみの評価というのは分かりにくいと思いました。例えば今、内閣府が政策を広げているようなウェルビーイング効果や満足度を取るなど、そうすると花粉症で医療費が増加していますが、森林に行くことで人々の健康に貢献ができ、医療費の削減にもつながっているという見せ方もできると思います。

そして、森業については、市町村数を測るとありますが、1回イベントを実施しただけでもカウントされてしまうとなると取組の評価としてはとても曖昧な気がしたので、例えば森業に関わる担い手の数や活動の継続数、参加者数などがあると具体的な評価につながるのではないかと思います。

以上です。

○立花会長 具体的な御提案、ありがとうございました。

続きまして、川上委員、お願いいたします。

○川上委員 川上です。

計画の骨子（案）については特に追加などはございません。

私からは資料1-4、13ページのKPI案について2点申し上げたいと思います。

一つ目は、主な課題のところで、里山林整備の実施とあり、KPIが広葉樹の製材・合板用材利用量とありますが、これは木材統計にある表4、需要部門別樹種別素材供給量になると思うのですが合っているでしょうか。里山林整備の実施ということなので、里山林整備の実面積や里山林で活動する団体の数などのデータがあると良いと思ったのですが。なかなか全国的に見ると、そういうものはないと思われまますので、利活用という観点で見ればこの数字しかないと思いますが、木材統計では、木材チップ用という数字も入っていますが、チップを除く理由があれば教えてください。

また、4月の林政審議会で説明を頂いた林野庁国産広葉樹利活用推進チームがまとめた資料で、展開すべき政策の一つに里山広葉樹利活用再生プラットフォーム（仮称）の構築とあり、すぐに取り組むべきことにコーディネーターの育成とありますが、すぐには育成できないので、KPIとしてこの数字というのも難しいと思います。また、その資料には発足後二、三年先から取り組むことに、広葉樹林の管理や利用によるインパクト評価の検討というのがありました。今度の計画に反映するのは難しいと思いますが、是非これらを御検討いただき、KPIとしてふさわしいものになるようお願いしたいと思います。

2点目は、課題に林業従事者の確保、育成がありまして、KPIは安全かつ効率的な技術を

有する新規就業者数とあります。この技術を有するとは就業前に研修を受けているなどの条件があるのでしょうか。単に新規就業者数としていないことに理由があったら教えていただけると有り難いです。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

上月委員、お願いいたします。

○上月委員 上月です。

資料1-2についての課題・情勢変化の林業のところですが、二つ書かれていることも重要だとは思いますが、立木価格が低迷し収益性を確保することが難しいということが大きな問題なのではないかと思っております。

それと、1-2の右側の国産材サプライチェーンの強靱化のところ、木材だけではなくて林業の持続性も追加していただければと思っております。

それから、1-3の4ページの下側にあります国産材サプライチェーンの強靱化のところ、木材の持続性に関する情報と書かれておりますが、この前に林業も追加していただければと思っております。

また、その次の国産材供給力について、設計者や工務店の多くは、林業や国産材に関心がなく知識も技術も不足しているように感じております。その辺の情報や技術を補填する機会を設けていただければと思っております。

それと、5ページの森業で豊かな森林づくりと書かれてますが、森業は林業経営の収益性の改善に資する産業であるべきと思います。林業経営の収益性の確保を図るためには、林業生産による収入以外の収益を確保しく必要がありますので、その辺も含めて御検討いただければと思っております。

その次の6ページ第3の1「持続可能な森林経営の推進」の4ポツ目で、適正な伐採という言葉があり、伐採造林届出制度の見直しと記されておりますが、具体的にはどういったことを想定されているのか、現実問題として、伐採届出制度については、年々作成書類が増え、相当に煩雑になってきており、事務負担が大きくなってきております。また、届出を受理する市町村では専門的林政アドバイザーを置かなくては対応が難しくなっていると思われれます。余り煩雑にならないよう、必要書類は簡潔に整理していただければ有り難いと思います。

それから7ページの路網の推進について、路網整備の推進は当然ですが、維持管理も非常に重要と思っております。これも国、都道府県等の手厚い支援が必要と考えております。

それと先ほどの9ページの自伐型林業などと表現されておりますが、敢えて自伐型林業等を付けなくても「専ら自家労働等」という表現で分かるように思いますが、いかがでしょうか。

それと最後に、11ページの3の丸、国産材サプライチェーンの強靱化のところ、一番下のポツのこうした取組というところの部分は大変重要だと思っております。林業経営を持続的に続けられる原木価格、特に立木価格については地域ごとの関係者で共有していただく必要があると思っておりますので、是非具体的な政策を進めていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

林野庁の皆様へ回答を求める部分を含めて御発言いただければよかったですね。今、5名の委員の皆様から御提案や御質問を頂きました。可能な範囲でなるべくまとまった形での回答をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

木材利用課長、お願いいたします。

○難波木材利用課長 木材利用課長でございます。

安藤委員からバイオエタノールを活用したS A Fについて御意見いただきました。やはり木質バイオマスの多様な需要を確保していくということは今後必要だと認識しており、林野庁としてもS A Fについては将来的には非常に可能性があるものと認識しておりまして、今年度もS A Fの状況の調査をしております。他方で、木質バイオマスにつきましては、コストの面でまだ技術的にも実証段階ということもございますので、本文にどう書けるか検討させていただきますが、K P Iの設定は難しいかもしれませんが、そのことも含めて今後検討させていただきます。

○立花会長 計画課長、お願いいたします。

○土居計画課長 ありがとうございます。

大内委員からお話のありましたシカ害と天然更新の関係でございます。林業適地で再造林を進めることで、シカ害が激しいところではもちろん更新に当たって何も措置をしなければ、ただやられてしまいますので、そうした場合には適切に鳥獣被害対策を行いながら、更新を図っていくことが必要だと考えておりますが、皆伐後に植えない限り、また丸裸になってしまいますので、シカ害が激しい部分については林業適地であっても当面は間伐を繰り返すなど、そうした方法も一つは現実的な対応になると考えてございます。

次に、小野委員から多面的機能の発揮について、目標に関する御指摘を頂きました。こちらについては今の多面的機能の発揮に関しましては、多様な森林の姿を実現していくことで、今

回従来の構図を少し変えましたが、人工林、天然林若しくは利活用により機能を維持増進していく天然林、そうした区分でそれぞれの森林に応じた多くの機能を発揮していく形で今、示しているところでございます。

一方で、多面的機能を定量的に把握するという点に関しては、従来この林政審議会においても日本学術会議で行ったような定量評価があつて、こうしたものをアップデートできないのかというお話があり、共通する部分かと思うのですが、生物多様性など新しい知見も含めてしっかり調査をしているところなので、なかなかそれを評価する方法というのがないところで、更新は見送っているところでございます。

御提案としては、今後5年間に於いて整備をすることでそういった機能を向上する目標を測れるような方法を整理をしていくことを入れてはどうかという御提案だつたと思います。先ほど申し上げたように、機能を測っていく調査は続けてまいりたいと思いますし、整備によって向上していくという文献調査も加えて、そういった調査をしていくことは考えられると思うのですが、5年間でそれが整理できるかというのは、今まで現状の評価についてもなかなかできていない中ですので、大変難しい課題ではあります。反映の仕方は検討させていただきたいと思つています。

上月委員から、適正な伐採、更新の部分で伐採造林届出制度の見直しについてでございます。こちらについては、伐採後に天然更新を選択するケースにおいて、確実にそのようなことができるのかを確認できる措置を検討していくことで、植えた後、しっかり造林をしていただく部分については、あまり変わりがないと考えてございます。

私の方からは以上でございます。

○横山企画課長 次に企画課長からでございます。

まず一つは、資料1-4の一番後ろに付けさせていただいた効果試算について御指摘を頂いたと思つています。御指摘のとおり、利益の増がどれだけ立木価格のところに回っていくかというのはなかなか計算しにくいところでもありますので、右下にございますように、幾つかの想定を作つて計算をさせていただいて利回りの試算をさせていただいたところでございますが、御指摘のとおり、各部材の木材の価格を上げていくことが一番重要だということで、先ほどもサプライチェーンの強靱化の話もさせていただきましたが、なかなか試算の中でこれだけ上がることを恣意的に見込むのは試算の客観性が乏しくなりますので、そこはあまりしていなくて、その代わりに、ポイントの左上にありますように、1本の立木から生産される丸太の割合をより付加価値を上昇させることで効果を試算をした形になってございます。

それから、資料1-2の骨子(案)のポイントのところ、林業の課題・情勢変化で労働災害の発生率、低い生産性とあって、立木価格が低いということも課題ではないかということはおっしゃるとおりだと思います。この課題・情勢変化の中では持続性のところに思いを込めておきまして、持続性の一番下の川上、川中、川下の情報共有の不足、正にここが先ほど資料1-2の御説明のところでも申し上げましたように、情報共有の不足から国産材の付加価値向上や需要拡大、その機会を活かし切れていないということでありまして、正にこの情報共有ということが右側の国産材サプライチェーンの強靱化のところにある需給動向やコスト構造、木材の持続性に関する情報でありまして、特にコスト構造のところ、ここに関して情報共有あるいは情報伝達をしっかりとっていくことによって合理的な価格の形成につなげていきたいこととございますし、その中で木材の持続性に加えて林業の持続性もというお話も頂きましたが、ここで言うております木材の持続性という言葉につきましては、どちらかという、川下の方々が求めているような、山で伐って、その木を使うというだけでなく、その伐ったところがしっかりと再生林をされることや、生物多様性の保全に配慮した施業がされることが担保されていることが、森林経営計画でありますとか森林認証の取組の情報伝達によって分かることが重要で、そういう意味での木材の持続性を書かせていただいております、林業の持続性につきましては、コスト構造に思いを込めており、正に木を生産して供給するということには、再生林やその後の数十年にわたる間伐保育、そういったところにコストが掛かっています。それこそが正に林業の持続性のポイントだと思いますので、そういったところに関する理解の醸成というのをしていくことが重要であり、コスト構造のところでも思いを込めているところとございます。

○小坂田経営課長 経営課長でございます。御質問に対してお答え申し上げます。

大内委員から御質問いただきました生産性の数値が白書と違うのではないかとこの点でございますが、白書のデータは林業経営統計調査、今回の基本計画のデータは令和元年から5年までの素材生産事例調べと別のものを使っておりますので、違いが生じているところとございます。

続きまして、川上委員から御質問いただきました新規就業者のKPIの安全かつ効率的な技術を有するという記載の趣旨につきましては、主に緑の雇用を活用して新規就業される方を考えているということとございます。

また、上月委員から自伐型林業の記載の必要性等についてご質問がありましたが、山村振興に関する重要なキーワードとなっているため、自伐型林業を特出しして記載したところとございます。

○立花会長 森林利用課長、お願いいたします。

○増山森林利用課長 森林利用課でございます。

安藤委員から J-クレジットや生物多様性クレジットを K P I に検討できないのかという御指摘がございました。J-クレジットにつきましては、森林分野の認証量が急激に伸びております。2013年に制度が始まり、10年間掛かって大体18万トンのクレジットだったのですが、その翌年となる2023年単年度で45万トン、更に昨年度は単年度で77万トン、更に今年度はまだ増える見込みで、爆発的に認証量が増えております。なかなか予見性は見通しづらいところもあって、K P I としては難しいという認識ではおりますが、今まで森林・林業基本計画の中で J-クレジットという言葉は出てきておらず、今回この骨子でも掲げておりますけれども、初めて森林・林業基本計画の本文に J-クレジットも位置付けるということで、そういう意味では前向きな方向性を示していきたいなと思っておりますのでございます。

生物多様性クレジットについても、森林に限らず全ての分野に横断するテーマでございますし、環境省中心に検討も始められているところでございますので、今後の全体の動向を見届ける必要があると思っておりますが、いずれにせよ今回生物多様性の指標も K P I の中で位置付けており、そういうところで進捗を図ってまいりたいと考えております。

それから、小野委員と上月委員から森業についての御指摘がございました。今回初めて森業を位置付けるということで、我々もどういう K P I がいいのか非常に悩んだというのが正直なところでございます。森業による効果は様々ありまして、御指摘のとおりウェルビーイングや満足度という側面もあり、担い手あるいは関係人口、それから林業以外の収益源というところもあろうかと思っております。その中で市町村数と位置付けたのは、やはり地域的な広がりを見ていくべきだという考えによるものです。そのときに小野委員から御指摘あったように、1回だけイベントでもすればカウントできてしまうのはふさわしくないと思っております。森業の定義の仕方次第だと思っておりますが、しっかり何らかの協定や継続的に活動していくという、しっかり基盤ができているものを基本的には拾っていきたくと思っておりますので、そこは指標の進捗の拾い方の中でしっかり調整をしてまいりたいと思っております。

それから、林業以外の収益源としても期待が大きいということはそのとおりだと思いますので、本文の中でどのように書けるかは改めて検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○間島木材産業課長 木材産業課でございます。

安藤委員、大内委員、川上委員から広葉樹のことについて御発言を頂きました。一つ目、広

葉樹の製材・合板の利用量のK P I設定をしていますが、それだけではなくて製紙用や紙、あるいはチップも入れてはどうかという御指摘がございました。今、このような形で設定させていただいていますのは、国内で広葉樹の利用、特に製材や合板利用のところが非常に低位でございますので、木材の価値全体を高めていくための方向として、そういう観点からここでは製材・合板利用量ということでK P Iの設定を考えたところでございます。もちろんチップやおが粉の利用、あるいは広葉樹の利活用も非常に大事ですので、御指摘を受け止めて様々対策等も含めて検討してまいりたいと考えております。

それから、庁内の広葉樹チームについて、川上委員から御発言を頂きました。途についたばかりですが、非常に積極的に取り組んでおり、プラットフォーム構築も含めまして川上から川下の情報をつないでいく、世の中に情報発信していくという取組を進めていきたいということで、来週もシンポジウムを開催するなど、取り組んでいるところでございます。K P Iまではなかなか難しいかもしれませんが、前に向けて進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから、上月委員から木造の建物を建てていく上で、設計士が非常に大事だという御指摘を頂きました。私どももそのように考えており、設計者に対する支援をこれまでも進めてまいりましたが、引き続き人材育成というところでこれらについても取り組んでいく考えでございます。

もう一点、上月委員からサプライチェーンの構築というところで地域ごとの取組というのが非常に大事だと言っていただきました。木材サプライチェーンが本当に地域というか1本の木をずっとつないでいく、その一塊が個々ではなくて、これが一体となってその木の価値を高めていくという、そういう取組がこれから必要だと考えておりますので、おっしゃっていただいたことを踏まえて施策への反映、対応をしっかりと取り組んでいきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○立花会長　お願いします。

○諏訪整備課長　整備課長でございます。

大内委員から頂いたK P Iのところ、花粉の苗木について、再生林に対する苗木の割合や、無花粉にしていく話を頂いております。花粉が少ない苗木は現状、スギで6割になっておりますが、当然我々はこれを上げていきたいと思っており、K P Iを設定しようと思っております。これが上がると、再生林に使う苗木は花粉の少ない苗木になると御理解いただければと思っております。無花粉の苗木については生産技術が難しく、将来の木材の材質も含めてみることも

大切と考えてございます。

また、上月委員から、資料1-4の7ページの路網の維持管理の支援について御指摘がございました。森林作業道のことだと思いますが、これまでで整備が大分一巡してきておりますので、新規開設もさることながら、これまで整備したものの維持管理という趣旨だと思っております。維持管理については所有者が担うものですが、自治体でも様々な財源がございますので、そういうことの活用も期待したいと思っておりますが、改良、若しくは最近大雨が降りますので、そういう中で出てくる必要な復旧については、林野庁でも対応させていただいて、今まで整備されてきたものが自治体であったり国の支援でしっかり維持され、しっかり活用されていくのは非常に重要なことだと思っております。

以上でございます。

○立花会長 ありがとうございます。

11時40分になりましたので、ここで10分間休憩を入れたいと思います。それで、次の河野委員からの御発言についてお願いがあります。御提案をする部分はそれでお願いしたいのですが、林野庁の担当者から回答・見解等を求める場合には、その旨明確にお伝えしていただけますか。そうすると、その部分だけ取り出して回答していただくようにしたいと思います。今のように進めていくと、恐らくこちらが15分掛けてご発言して、林野庁の説明が30分掛かることになってしまうと、14時まで掛かってしまうかもしれませんので、大変申し訳ありませんが、今後の御発言について、特に林野庁に回答・見解を求める場合には回答・見解をお願いしますという事で申し添えながら御発言をお願いできればと思います。

それでは、これから11時50分まで休憩といたします。

午前11時41分 休憩

午前11時50分 再開

○立花会長 11時50分になりましたので、始めさせていただきます。

5名の方に御発言を頂き、それに対して林野庁の皆様に見解や回答をお願いしたいと思います。

ウェブで御参加の河野委員から始めます。よろしく願いいたします。

○河野委員 日本消費者協会の河野です。御説明ありがとうございました。

今後の記述の充実に向けて要望として3点を申し上げます。御回答は不要です。

まず、森林の多面的機能の持続的な発揮についてです。次期計画においては、この文脈を更に深掘りして社会に訴えていく必要があると受け止めています。森林とその機能に対しては、

かねてから好意的なイメージが定着していると思います。他方、近年の豪雨による土砂災害や乾燥による山火事の多発、クマやシカなどの獣害、スギ花粉による健康影響など、日々の生活を脅かすリスクが顕在化してきたことで、適切な管理を怠ると人や生活に優しいはずの森林が大きなリスクをもたらす可能性があることがはっきりしてきました。

次の計画においては、地域や暮らしを守るという視点での積極的な対策を打ち出すことで、森林整備に対する国民や社会からの共感と支援を取り付ける必要があるのではないかと考えています。環境対策としてのネイチャーポジティブというグローバルな視点を掲げるだけにとどまらず、安全で安心できる生活を担保するためのリスクヘッジという意味で、森林を適切に整備保全しないことで生じるかもしれないリスクを見える化し、多様な主体の参画を得て、森林の適正な整備保全や木材利用の拡大を進めるというストーリー構築が成り立つのではないかと考えています。今回の森林の区分別整理に関しては、それぞれの機能を明確にすることで国や自治体、それから事業者による取組に説得力を持たせていただきたいと考えています。

2点目は、木質バイオマスの利活用についてです。木質バイオマスはエネルギー自給率が低い我が国の燃料供給において、森林や山地は風力や太陽光などの発電拠点として利用が進んでいます。木質バイオマスはサプライチェーンの中で国産材の需要を一定程度支えています。燃料材需要の動向によっては適正な伐採と再生林という森林資源の持続的利用に混乱が起きる可能性も否定できません。木質バイオマスの持続可能性やライフサイクルGHGへの配慮、また改正クリーンウッド法などをしっかり適用して、適正なルールの下で利活用を行うという記述を望みます。

3点目として、国産材の価値の理解についてです。住宅等に国産材を利用するインセンティブが不足という記述がありますが、国産材と輸入材は競合関係にあるのか、相互に補完をしているのか、その上で国産材の優れているところはどこで、それは何を根拠としているのか、私たちが消費者にはなかなか伝わってきません。また、大手企業においては今後、統合報告書で義務化されるサステナビリティ情報開示においては、環境貢献への意欲を示していると思いますが、森林整備や木材利用等を通じた環境貢献を客観的に評価する手法がないと思いますので、それを是非林野庁で整理して、官民一体で森林資源保全を進めるように前向きな記述が欲しいと思います。

最後にこれは御回答をお願いしたい件です。計画は着実な実行と適正なモニタリングを経て次の計画に至っていくことが重要だと思っております。今後適宜、途中でデータを公開し、都度の評価ができるような機会の設定をお願いしたいと思います。

私からは以上です。よろしく申し上げます。

○立花会長 ありがとうございます。林野庁の皆様への御質問の部分を明確にお伝えいただきました。

続きまして、五味委員、お願いいたします。

○五味委員 ありがとうございます。

今回現行の計画制度に対してゾーニングという言葉が非常に多様に用いられるようになりました。これは非常に私、評価しているところでございます。その観点から、骨子（案）の資料1－2のところ、適正なゾーニングに基づくという観点で、六つのポイントが上げられています。そこには集約化や多様性、治山、そして森業というような観点で書かれています。この観点から、KPIを見ますと、これが資料の1－4の14ページでは、枠組みが適切なゾーニングに関する森づくりというところに関して、並列するような形で線が出て国土保全と山地の森業の部分が別個に扱われています。すなわち、ゾーニングの中には入っていないような作り込みになっております。のような形で作り込んだ意図があるのかということも含めて、ご回答ください。森林保全と森業はゾーニングに入ってくる場所ではないかと思っております。関連するところでは、目標等についての記述内容で、ゾーニングがかなりその前で言葉として出てきていますが、目標等のところでは余り出てこない。KPIのところまで出てこないという状況になっております。

もう一点、治山に関して御回答いただければと思います。資料1－3の8ページです。ここに関して、国土保全等で山地災害危険区域の見直しを踏まえた土砂、流木の流出抑制対策という文言があります。治山関係からすると、確かに流出抑制というのはここで出てくる場所であると思いますが、一方で、森林の密度管理を踏まえた生産抑制という点、こういった点が重要になってくるのではないかとということで、ここについては少しお考え等をお聞かせいただければと思います。

あとは回答不要のところでございますが、森林の機能の見える化のところ、J-クレジットの活用等、今回入ったというのは非常に重要なところではありますが、一方、社会の要請としてはJ-クレジットに付随するような形の多面的機能の評価というのが求められつつあります。こういった点を踏まえると、機能の見える化を踏まえた形で、クレジット化するという点ではありませんが、何か説明責任が問われたときにも、定量評価情報を開示できるような検討を今後進めていくのが望ましいのではないかと私自身も思っています。治山課で水源涵養機能の簡易評価等も近年進められて2026年3月に公開されますので、こういったところと関連付ける

と次の5か年計画の中で、若しくは計画の中ではなくて、個別の検討の方になってくるのかも  
しませんが、定量評価を考えていくことが重要であるというコメントです。

以上、お願いします。

○立花会長 ありがとうございます。

斎藤委員、お願いいたします。

○斎藤委員 まず一つ目は提案になります。これまで蓄積された数値データをグラフ化すること  
で傾向を読み解き、結果を基に今年度の見積り値を定め、加えて最近の事象を踏まえた見通  
しの難しい要素についても考慮されたご判断と理解しております。受け止め側には「なぜこの  
値になるのか」という問いが常にございますので、可能な限り考えの道筋や基盤とした数値デ  
ータ等が追えるよう、脚注やサプリメントデータなどに可視化にしていいただければ幸いです。

二つ目はコメントになります。資料1-3の骨子(案)の中で、12ページ目の木質バイオマ  
スエネルギー利用について、先ほど河野委員から適正ルールの下で利活用すべきとの御意見が  
ありましたが、木質バイオマスは一見無尽蔵に見えても成長に時間を要するため、限りある資  
源としての観点が重要です。カスケード利用を基本とする旨を記載いただいたことについて適  
切であると考えます。

三つ目は質問になります。資料の1-3の7ページ「気候変動対策の推進」の4つ目では、  
気候変動に伴う山地災害への対応や森林・林業分野への影響について、調査・研究などの適応  
策を推進すると記されています。一方で、気候変動が木材の成長量や二酸化炭素吸収量に及ぼ  
す影響、そして木材生産面で講じるべき対策についての調査・研究についてはいかがでしょう  
か。2024年度の白書では、気候変動に対応した優良品種の開発や、森林・林業への影響予測が  
研究課題として示されています。農水分野では高温耐性品種の開発や、森林・林業への影響予  
測が研究課題として示されています。農水分野では高温耐性品種の育種が進められていますが、  
成長に時を要する木材において、気候変動と材質の関係に関する調査・研究、木材版の適応策  
に相当する取組についての質問となります。

○立花会長 ありがとうございます。

続きまして、佐藤委員ですけれども、意見書が届いておりますので、私の方で代読させてい  
ただきます。

①森業の推進に当たっては、実施主体である山村コミュニティが衰退傾向にあり、持続性に  
懸念がある。このことから住民の生活支援等を実施する地域組織(行政区や農村PMOなど)  
を核とした集落活動の一環として観光業と連携した森業を実施、推進するという視点も盛り込

むべきではないか。

②国有林が大半を占める山村地域（集落）においては、国有林への入林手続や規制により、森業の実施、推進に一定程度の障害が存在している。国有林は素材生産の場であると同時に、レクリエーションの場としての機能を有していることから、国有林における森業の推進という視点を盛り込むべきではないか。

③資料1-4、P14、次期森林・林業基本計画における目標・KPI（案）のうち、山村地域の自立的、持続的発展について森業の取組が行われている自治体数がKPIとなっているが、森業に取り組むことのみが地域の自立性、持続性に影響するわけではない。ゆえに、同項のKPI使用については留意する必要があるのではないか。

④担い手の確保、育成、定着に当たっては、特定地域づくり事業協同組合などを通じたマルチワーク人材等の活躍が期待される。移住者らが林業へ関心を持つ契機にもなり得ることから、次期計画においてマルチワーク人材やパートタイム人材等を含む多様な林業人材についても言及するべきではないかという御意見でございます。

続きまして、澤田委員、お願いいたします。

○澤田委員 DAIKENの澤田です。

要望としてお伝えしたいことを述べさせていただきます。

目標数値につきましては、今回の4月の審議会での検討と書いてありましたが、資料1-4につきまして、5ページの各種森林面積等、7ページの路網の総延長、それから9ページの林産物の供給・利用、そういったところにつきましては、令和3年に公表した現状の森林・林業基本計画の目標値に対して現状はどういう達成度であるかということも一緒に提示してほしいです。つまり現状の令和3年の計画や目標を立てたときの方法をベースで今後の目標を立てているのかということ、それから現状の森林・林業基本計画していることを実行しているのかや、そのときに達成度が違っていたら見直さなければいけない点は何なのかというところが審議会では必要な情報になると考えますので、これは森林・林業基本計画で公表してほしいということではなくて、今回の林政審議会の資料について掲載を検討していただけないかという趣旨です。

それから、1-4、5ページの人工林、天然林ですとか、9ページの木材自給率、定義の変更がありますので、過去のデータからの連続的な比較なども示せるといいと思います。

14ページのKPIは、新たに設定ということですが、それぞれの項目については過去のデータが示せるものもあると思いますので、経時的な変化の提示と、それから真ん中にあります取

り組むべき主な課題との連関や見比べはできるようになると良いと考えています。

回答が欲しい点につきましては、河野さんから質問がありましたモニタリングと都度のデータ開示はありますかということへの回答を聞かせていただければ結構です。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

林野庁の皆様へ回答を求めるのが河野委員から一つ、澤田委員もそうですね。あと五味委員から二つ、斎藤委員から一つということでした。これについてお願いいたします。どなたからでしょうか。

治山課長からお願いします。あとは順次お願いします。

○村上治山課長 五味委員から御指摘いただきました土砂、流木抑制対策につきまして、その抑制策というのも重要ではないかという御意見でございました。本当におっしゃるとおりでございます。過去に比べますと非常に山に木がたくさんありまして、小さな土砂災害というのは減っているんですが、いざ大雨が降って土砂災害が発生すると、流木被害のような新しい課題も出ていると認識しております。抑制策としましては、治山対策、施設を入れていくということと併せて、間伐などを行って、ある程度本数を減らして根を深く広く成長させるということと、今回の森林・林業基本計画でも大きなテーマとなっております主伐を計画的に進めていく一方で、再生林のサイクルをしっかりと維持させる、こういう「森の国・木の街」というものを進めていくことが土砂災害の抑制策、流木災害等の抑制策にもつながっていくと考えているところでございます。

○立花会長 研究指導課長、お願いします。

○松本研究指導課長 研究指導課長でございます。

斎藤委員から御意見いただきました気候変動との関係でございます。森林・林業に与える影響の調査研究等については、現在、森林機構の次期の研究の目標と計画を作っているところですが、この中でも気候変動や生物多様性も含め、様々な森林・林業を取り巻く課題を踏まえた研究を進めていくこととしております。また、林木育種センターにおきましても、気候変動にも適応していけるような品種開発も進めているところでございます。よろしく申し上げます。

○立花会長 河野委員からの指摘については、どなたでしょうか。お願いします。

○横山企画課長 K P I の関係、あと目標の進捗も含めてですが、K P I のフォローアップにつきましては、資料1-4の12ページの右下に小さい字で書かせていただいて、分かりにくい表現で大変恐縮でありますけども、林政審議会の場で進捗状況の御報告、あるいは5年目には

しっかり検証ということで諮問させていただくことを考えているところでございますので、組織法令的な言い方で林政審の求めに応じといった難しい表現を使っていますが、毎年進捗状況を報告させていただきたいと考えているおり、最終年であればきちんと検証を行い、施策の見直ししないし改正につなげてまいりたいということでございます。

また、各KPIについて、これまで各委員の皆様から御意見いただいています。各担当課長からも御回答させていただいているところですが、全体として取りまとめて、数値を4月の審議会でお示しさせていただきましても、その際に項目についてもきちんとまた整理をして、御説明をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○立花会長 横山課長、ありがとうございました。

続きまして、後半に入ります。高森委員、お願いいたします。

○高森委員 先ほどの質問は休憩時間に説明いただいて、全体の市場が減少するものの国産材のチップ・パルプはせめて維持、微増を目指したいといった分かりやすい表現にさせていただきたいという要望でございます。

あとゾーニングのところの1-4の5ページで、要望一つと質問が一つです。

5ページにゾーニングしていく目標の状態が数値化されていますが、令和7年の数値と令和27年を目標とした面積を見ると、利活用したい天然林が80万ヘクタール増えていて、人工林から天然林化するものがマイナス40万、天然林の中から利活用天然林にするものがマイナス40万ということで、40減らして80増やすという構造になっているのですが、一つは何をもっていつからここは人工林から天然林になりましたという定義があるのか。あれば、注釈の5のところに利活用天然林をしているときには人為により成立しているものは利活用天然林と書いてあるので、同じように人工林から天然林化されたものは、どうやって集計するというのが注釈に入れられた方が、次のKPIのところでも針広混交林化により天然林に移行した面積をKPIにするということは定義があるということだと思っておりますので、注釈を入れられてはどうかと思っております。要望です。

それと質問は、5ページで指向する森林の状態、これが未来の何年か分かりませんが、人工林から天然林化される面積が390万ヘクタールですごく多くて、利活用化される天然林は410万ヘクタール増えますが、要するに天然林だけど利活用されない、利活用の方にもっていくというのはすごく少なくて30万ヘクタールになっているので、人工林から天然林化する方がすごく未来は大きいのに、向こう20年に関していうと、40万ヘクタールずつの割合からの利活用化に

なっていて、そこは何か意図があるのでしょうかという質問です。

○立花会長 ありがとうございます。

続きまして、土川委員、お願いいたします。

○土川委員 私からはコメントが一つと要望が幾つかと、それから簡単な質問を一つさせていただければと思います。

まずコメントですが、先ほども話題にさせていただいた資料1-2の理念です。ここすごくお考えになって作られていると思いました。横文字が全くありません。非常にそういう意味で分かりやすいと思います。そこら辺をいかに分かりやすく国民に伝えるのかということが重要ですので、大変すばらしいことだと思います。

それから、幾つかお願いですが、言葉の関係ばかりですけれども、産官学連携、人工乾燥、加工という三つのワードをどこかに入れていただけないでしょうかというお願いです。人工乾燥については、資料2-1にありますJAS等品質性能の確かな製品という中に入っているのでしょうか、やはり人工乾燥材をどれだけうまく世の中に出すのが大切でありますので、そのワードを入れていただければと思います。

それから、加工であります、資料1-2の「木の街」の実現の一つ目のポツの最後に、部材開発・設計手法の確立とありますけれども、やはり加工するのも重要な項目かと思っておりますので、お考えいただけると有り難いと思います。

それから、産官学連携については、例えば資料1-2の中の木取りの自動化、こういうことも大学、研究機関レベルでも取り扱っています。私は教育現場におりますので、できるだけ早いうちから学生にもそういったところで新しい研究開発の芽があることを見える化していただけると、長い目で見た人材供給にもなるかと思ったので、これをお願いとして申し上げました。

それから、最後の質問であります、要旨の14ページ、KPIで広葉樹材を使うことで、新しい項目を見ますと里山林整備の実施の後に付いています。ところが、資料1-2の裏側を見ますと、「木の街」の実現に入っておりますので、意図が分からなくはないのですが、御回答いただければと思います。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

出島委員、お願いいたします。

○出島委員 ありがとうございます。

回答の必要のない二つを先に言います。

一つは、資料1－3の冒頭の前書きの部分の2ポツ目ですが、林業・木材産業が社会経済活動とCO<sub>2</sub>削減に貢献するということで、私の好みとしては、この二つに森林の多面的機能の発揮という、三つを並べて書くということが大事なのではないかと思っています。1ポツ目で森林整備が多面的機能に大事だと書いてあるので、当然読めなくはないのですが、三つを並べて、森林においてはそれをトレードオフも含めて統合的に考えるということが重要だと考えていますので、そうしていただけるかと思っていますというのが一つ目です。

二つ目につきましては、資料1－3の2ページ目の前計画に基づく主な施策の評価と課題のところの3ポツ目です。森林経営計画において別紙として生物多様性を高める取組というのが記載できるようになって、これを定着させることが必要ということですが、まだ定着していないかと思っていますので、定着することは大事ではありますが、2030年に向けた森林・林業基本計画という意味では、定着だけではなくて、更に発展させることが必要なのではないかと思っていますので、その2点を先に言います。

もう一点は御回答いただければと思いますけども、全体の中でネイチャーポジティブ、大変多く言葉として入れていただいている方向性が明確になっていると思いますが、行動目標である30by30については入れていないということなのだろうと思っています。ネイチャーポジティブに向けての30By30というのは行動目標ですので、一つ非常に重要な目標だと思っていますし、森林が実際に今、自然共生サイトなどでも非常に多いということも踏まえても重要だと思います。今、話をした森林経営計画の中で別紙を付けるという取組と、自然共生サイトに登録することが民有林において生物多様性の保全に配慮している、若しくは取り組んでいると言える二つの制度があると思うのですが、それぞれ重要で、現状においては申請制度の中身を見ても、自然共生サイトの方が少しハードルが高くて実効性も高いのではないかと考えられる現状がありますので、それぞれ大事ではあるのですが、30by30の目標も森林・林業基本計画の中に一つ上げていただいて、そこに貢献する民有林の方々を応援していく方向性が必要ではないかと思っています。30by30の30というのは少なくとも30%と明確に目標に書かれていますので、国有林で30%確保できそうだからいいというものではないと考えております。国有林は東日本に遍在しており、森林全体で見ると日本全国にOECMを広げていくためには自然共生サイト、民有林での取組も非常に重要だと思っています。

関連してKPIのところです。資料1－4の14ページの生物多様性の配慮のところは、生物多様性に配慮した多様な森林づくりが行われている面積と書かれています。森林経営計画の別紙が付いているものだけをカウントするのではなく、自然共生サイトも是非カウントしてい

ただきたいと思っております。

私からは以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、中島委員、お願いいたします。

○中島委員 ありがとうございます。

私からは1点表記の追加を御検討いただけたらとお願い事です。全体的に生物多様性の保全への配慮ということがとても大きなキーワードの一つになっているように感じました。私どもは今までいかに生産性を上げるかということと労働災害を減らすかということで、いかに木材を高値で売るかということをや日々追い求めているんですけども、その中で一つまた大きな課題が現場でも増えたなというふうに実感としてあります。その中で私としては、提供できる林業のサービスの価値を広げるという一つにもつながるとのことと、あとは森林所有者に対しての山づくりの満足度、そちらを高めることもできる一つの大きなチャンスだとは思っています。その中で、じゃ、具体的に現場でどのように取り組めばいいのか。それを行うことで一体どのようなメリットがあるのかということを確認に何か示すことができれば非常に私どもにとっても動機付けとなりますので、例えば溪畔林整備の際は水源の保全のために積極的に生分解性オイルを使用するなど、何かそういう表記を頂けたらなというふうに思いました。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

続きまして、中西委員、お願いいたします。

○中西委員 まず資料1-4、ページ9、10のところの国産材利用量でございますが、製材用材が1,400万立米から令和17年には2,000万立米、また、合板用材におきましては400万立米が600万立米ということで、50%内外の増加を目指して、その増加の概要については10ページ目に示されているところですが、極めて精力的な数字になっていると感じております。この製材・合板の利用量の需要をいかに増加させるか、森林・林業基本計画本文作成に当たっては、この数値目標に向けての具体策がきっちりと明記される必要があり、業界が意欲的に取り組めるようにする必要があると感じております。

その意味で、資料1-3の骨子(案)の12ページの都市(まち)の木造化促進のところと3点と、11ページの国産材の供給力強化のところと1件意見がございます。これらに対して林野庁の見解をお伺いしたいと考えております。

まず、一つ目に12ページの非住宅・中高層建築分野における木材利用促進のところござい

ますが、一般流通材、耐火部材、CLT・集成材を列挙しておられますが、標準設計の開発、普及、競争力のある部材開発は、合板やLVLにも必要と認識しておりますので、明記していただく必要があるのではないかと思います。

二つ目は、住宅分野等における国産材の利用の促進のところですが、新設住宅の8割を占めます軸組工法で横架材、ツーバイフォー工法用部材以外の柱材、羽柄材、面材でも国産材化を進める余地があると考えておりますので、これらの用途についても触れていただいた方が良いと思われました。

三つ目は、リフォーム需要への対応及び非住宅建築物の木質化に向けた内装材の開発においても国産合板やLVL等の利用推進の必要性、またそのための具体的な施策、例えば施工の容易な部材開発や施工期間の短縮につながる設計手法や部材の開発など、こういったものを進めることを記載されるのが良いと考えました。

四つ目は、11ページの国産材の供給力の強化の木材製品の安定供給のところでございますが、合板用材の国産材化が国産材利用の増加の重要なエレメントになっていると思っておりますので、そのための施設の生産力や供給力の強化も重点化の対象にすることを明示していただければと思われました。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

中西委員の今の四つの点は全部御回答を求めるということでよろしいですか。

○中西委員 お願いします。

○立花会長 承知しました。

それでは、高森委員から一つ、土川委員から一つ、出島委員からも一つですね。中島委員から一つ、中西委員から四つということになります。

それぞれの担当から順次お願いできますでしょうか。

計画課長、お願いします。

○土居計画課長 まず、高森委員からお話ありました指向する森林の状態の件でございます。こちら人工林から天然林にしていくもの、利活用による維持増進を図る天然林ということですが、人工林から天然林に移行するものは全て利活用維持増進を図る天然林になるということではなく、人工林から天然林に移行したものの中でも、移行した後は自然に委ねていくものも含まれますので、バランスはそういう意味でそれほど大きく違わないと考えてございます。

以上です。

○増山森林利用課長 森林利用課でございます。

出島委員から御指摘ございましたネイチャーポジティブだけでなく30by30についても目標として入れられないかという点です。ネイチャーポジティブをキーワードとして掲げさせていただいているのは、昆明・モントリオール生物多様性枠組の中では、ネイチャーポジティブをミッションとして掲げている点を考慮したものです。ミッションの下に23のターゲットがあり、いわゆる30by30目標はその23のターゲットのうちの中の一つに位置付けられていると認識しております。個々の23のターゲットをどれを取り上げるかは、様々な考え方があると思いますが、林野庁としては、ターゲット15の事業者に対して多様性の依存や影響をしっかりと評価して情報開示をしていただく、そういったところも重要だと思っておりますので、ターゲットの中のどれを取り上げるかはそれぞれ考えていく必要があると思っておりますのでございます。いずれにせよ、中身については検討させていただければと思います。

自然共生サイトもカウントするべきということでもございました。これについても検討させていただければと思います。

それから、中島委員から生物多様性についての御指摘がございました。例えばということでもございますが、生分解性オイルなども含めてご指摘がございましたが、林野庁として森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針というものをを出しており、この中で様々な取組事例を掲げておりますので、この指針をどのように適用していくかが全体の方針として重要かと思っております。そういった形で森林・林業基本計画の中でも検討できればと考えているところでございます。

以上でございます。

○間島木材産業課長 ありがとうございます。

中西委員から頂きました4点、いずれも大事なことだと思っております。この紙は骨子なのでまとめて書いておりますが、御指摘いただいた点それぞれ森林・林業基本計画本体の記述、あるいは実際の施策を実施していく中で、きちっと対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○立花会長 よろしいですか。ありがとうございます。

続きまして、林田委員、お願いいたします。

○林田委員 2点です。

最初は意見ですので、これは御回答の必要ございません。資料1-3骨子の一番最後ですが、14ページの第4のポツの二つ目です。森林・林業・木材産業への民間活力の取り込みを促進と

というのがございます。大変大事なことだと思っておりますが、これって何だろうなと思って見えています。やはり民間活力を使うのをどういうふうにするのかを各項目にブレークダウンをして記載をしていただきたいと思います。都市（まち）の木造化推進法というのは非常に分かりやすい、木材利用という意味での民間活力の使い方ですが、例えば生物多様性の話でも活用の仕方が多分あると思っておりますし、森林の集積・集約化、ここでも先ほど法人の話がありましたが、活用の仕方があると思っておりますので、それぞれにブレークダウンした書き方を考えていただければと思っております。これが1点目です。

二つ目は13ページです。木質バイオマス、これは御回答いただきたいと思っておりますが、木質バイオマスの最後のところの四ポツ目、F I T・F I P制度の事業計画認定の際というのがあります。F I T制度は2012年がスタートだと思っておりますので、早いものは多分2032年に20年の期限を迎えるということだと思っております。このF I Tがないと近隣のチップを集めてもペイはしないことをおっしゃる方は実は多いと私は認識してございまして、今の形がベストか分かりませんが、このバイオマスがカスケード利用であったり国産材の利用を支えているのが実態だと思っております。ですので、この20年を迎えた後をどうしていくんだと、これがないとすごくバランスがたがたと崩れてきますので、それを検討するような項目を私は今回の森林・林業基本計画で入れた方がいいのではないかと思っております。このことについて御回答をお願いします。

○立花会長 日當委員、お願いいたします。

○日當委員 日當でございます。

私の方からは、先ほど中西委員が触れられました資料1-4の9ページ、10ページの建築用材、特に製材用材の目標につきまして、見解をお伺いしたいので御質問させていただきます。特に製材用材が1,400万立米から2,000万立米ということで、約1.5倍の数値目標を掲げていただきました。大変明るい未来をお示しいただきまして有り難いと思っております。ただ、この目標値が10ページのグラフを拝見しますと、純増では100万立米という中で、どちらかというと、これまで輸入材が占めていたところを国産材が奪うということでございまして、相手は大変強力でございますので、しっかりとした取組が必要ではないかということで、そのことにつきましては先ほど中西委員の御回答をお示しをさせていただくということでしたので、期待を申し上げたいと思っております。ただ、国産材として特に製材用材が600万立米も増えるということになります。製材用材は御承知のとおり、素材はA材を専ら使うわけでございますが、一般的にはA材が出てくると比例的にB、C、Dも出てくるということでございますが、そういった利用量がさほど増えていないことが懸念される場所がございまして、

そういったB、C、D材が行き場を失ってA材に影響が及ぶことのないように御配慮いただければと思っております。

もう一点、中小地場の製材については、今後付加価値の高い木材製品の供給に支援を頂けるお示しを頂きました。具体的な例示として1-4の11ページに、高付加価値型の製材の木取りということで、特に大径材について、今後ますます出てくるであろう大径材の木取りの例示を示されておりますが、正にこういったことで建築用材として使っていくことが望まれていくわけですが、ここに示されておりますように、平角を2本取って、そして更に外側から造作を取るという伝統的な木取りになろうかと思いますが、こうしますと、言わば平角、造作も無垢材として活用することが今後望まれてくるのではないかと感じております。これまでどちらかというと、品質の安定ということで集成材が多用されてきたかと思うのですが、無垢材の活用についても今後同じように積極的に支援が必要ではないかと感じているところでございます。

私からは以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

続きまして、平井委員、お願いいたします。

○平井委員 ありがとうございます。平井でございます。

私からは一つだけ意見なので、御回答の必要はございません。メディアの立場で参加させていただいているので、社会にどう届いているのか、どう受け取られているのかという視点で発言いたします。

私自身、昨年から林政審議会に参加をさせていただきまして、林業に対するイメージが大きく変わりました。林業は100年先の未来を前提に意思決定をしている、日本でもとても珍しい分野だと感じています。今のこの選択が子や孫の世代の森や暮らしを決める、ここまで長い時間軸で未来を設計している業界、産業というのは余り多くはないのではないかと感じております。ただ、正直に申し上げますと、この価値というのは一般の生活者にはほとんど認知されていないと感じております。多くの人が持っている林業へのイメージというのが「危険で大変そう」ですとか、「担い手がいない」とか、「山や土地が海外に買われてしまっている」という不安や課題の側面に偏っていると思います。その結果、林業が100年先の未来を作っている仕事とはほとんど思われていないのではないかと感じます。これはとてももったいない状態なのではないでしょうか。

別の分野で印象的だった事例がありまして、Jリーグが制度の移行期に特別大会に「百年構想リーグ」という名前を付けました。これは単なるリーグ再編ではなくて、100年先の未来を

見据えた挑戦ということを大会名そのものが理念を語っています。テレビやニュースで流れる度に、この大会名が言われ、「百年構想」という理念が自然と社会に結び付いていく、こういったことが起こるわけです。

また林野庁の皆さんのお話を伺って、技術革新を待つだけではなく、待たずに今できることは全部するという強いお言葉も拝聴しました。本当に強い意志と覚悟を感じ、とても前向きですばらしいと思います。しかし、メディアの立場から見ると、その覚悟や行動というものが社会に十分に伝わっていないと感じざるを得ません。伝わっていないというのは、行動が足りないということではなくて、言葉と見せ方、それがまだ社会に届けられていないだけだと感じています。

例えばその象徴が森林・林業基本計画の名称が象徴的です。森林・林業基本計画と言われても、正直メディアとしてはどう扱えばいいか分からない。内容が良かったとしても見出しにできないものは取り上げられないし、広げられないところが現実としてあるのです。可能であれば、森林・林業基本計画に時間軸や思想が伝わるようなサブタイトルを是非付けていただくと良いと思います。例えば、「森の国・木の街百年計画」といったイメージです。

林業は本来、今いない人のために意思決定をしている非常に誠実で先進的な分野なので、その価値が言葉の設計によっても社会に届くようになることをメディアの立場として強く願っております。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。とても魅力的なお話をお聞きしました。ありがとうございます。

それでは、藤掛委員、お願いいたします。

○藤掛委員 ありがとうございます。

意見ということで、特にお答えは必要ないです。資料1-3の5ページの3、施策展開に当たっての基本的な視点のところで、現場の多様性を踏まえた施策の展開を書きいただいています。前回の審議会のときも言いましたが、同じスギでも日本の中で南から北まで大分違っておりますし、気候もあります。林業の歴史やこれまで作ってきた山の内容が違うということがあります。今後これが全国森林計画、そして地域森林計画へとつながっていきませんが、地域それぞれの多様性がしっかり反映されるような運用をしていただき、計画制度の中でそういった多様性が表現されるようにコミュニケーションを県や市町村と取っていただきたいと思っております。

それと関連して、今回特に人工林と天然林という森林の姿の書き方を変えたということがあり、その中で人工林を減らしていくことで、天然林に置き変えていく、これを間違えてしまうとどんどん人工林を伐ってそのまま放置することになるので、今回しっかり書いていただいていると思いますが、森林の配置と、ゾーニングや配置ということが非常に大事になってくると思います。ゾーニングに関しては市町村森林整備計画などでされることだと思いますが、例えば、市町村や都道府県の地域森林計画の中でそういった伐期、主伐の進展具合、あるいはゾーニングでどこまでを適地とみなしてどうしていくのか、今回示された1,020ヘクタールある人工林を980ヘクタールで指向する状態としては、半分近い630まで減らしていくことがどれぐらいのスパンの中で、どこの配置の中でということが森林計画制度全体の中でうまく整合が取れていく姿が見えないと、この数値がなかなか担保されないことになると思います。今回こういうふうに単純にさせていただいたことはすごくいいことだと思いますので、あとは市町村、県、そして林野庁さんのコミュニケーションの中でしっかりそういった姿が見えるようにしていただければと思っております。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

私からも幾つかお話をさせていただきたいと思います。

資料1-4の9ページの見通し、目標のところですが、ここに輸出はどう入ってくるのかがいま一つ分かりませんでした。輸出をこれから増やしていくという方向性であれば、何らかの形でどの部分が輸出になるということがあればいいと思いました。

あとは路網の関係では、作設した路網がしっかりと使われるような継続利用という方向性が必要だと思いますので、そうしたことが本文で構いませんので、あるといいと思いました。

あと先ほど日當委員からお話ありましたが、無垢で使うという製材はやがり大事だと思いますので、一部平角という表記はありますが、無垢材の利用というのは余り表に出てきていない感じを受けたので、もう少しあればいいと思いました。

あともう一つは、行政的な用語として難しいかもしれませんが、製材という言葉には二つの意味合いがあって、製材業というソーミリング、ランバリングの製材と、ランバーとかソウン・ウッドの製材品があるので、その辺をこれからなるべく書き分けた方がいいと思います。製品については製材品と明記をする。製材業などの場合、加工する場合には製材とすることもあっていいと思いました。私の発言は今後の作成に当たって検討いただければということで、発言させていただきました。

それでは林野庁の皆さんから御回答をお願いできればと思います。

○難波木材利用課長 木材利用課長でございます。

林田委員から木質バイオマスの関係でFIT・FIP終了後の対応についても検討すべきという御意見いただきました。御指摘のとおり、FIT・FIPにつきまして20年と期間が決まっております、制度の趣旨としては期間終了後は自立化するのが制度の趣旨でありますので、現時点としては自立化に向けて我々としてもできることをやっていくこととなりますが、一方で現状を見ますと、やはり木質バイオマス発電につきましてはかなり原料費、これがコストをかなり占めているということで、事業者によってはかなり経営に苦慮されているという状況も理解しておりますので、正にエネ庁の審議会で調達価格算定委員会でも今後の在り方も継続的に審議が行われておりますので、その中でしっかり我々も対応してまいりたいと考えております。

立花会長から輸出についてどこに入っているのかという御指摘ございました。今回の数値ですと、建築用材等の中にそれぞれ製材、合板、輸出をしていくということで入っておりますので、この内数で輸出についても含まれているところでございます。木材合わせますと令和12年に169万立米、それから17年には207万立米ということで輸出の量を見込んでいるところでございます。

以上です。

○間島木材産業課長 木材産業課でございます。

日當委員から製材について御指摘を頂きました。木材の大きな需要でいうと、やはり建築物になると思います。住宅についてはこれから減っていく中で、輸入材をほかの部材から入れ替えていくこと。住宅高層の非住宅は民間での動きが自走し始めた部分もありますので、しっかり必要なものを供給をしていくこと。それから、非住宅の低層の部分というのは、まだまだこれからマーケットが広がっていく余地があると思いますので、そこへしっかりと部材開発して提供していくというのは大きな形だと思っております。そういうことの中で、無垢、それからエンジニアードウッド、集成材というものの区別や、どちらかだけということではなくて、一体としてしっかり進めていくのだと思っておりますが、どうしても性能、品質というのがしっかりしたものというのがこれから求められていくということだと思っておりますので、特に無垢材についてはそういったところがきちんと担保できるように中小地場の製材の方々も含めて、しっかりと対応をして整備、それから研究開発といった部分でそれぞれ取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○立花会長 これによろしいですね。どうもありがとうございました。

ここまで森林・林業基本計画につきまして、皆様から御意見を頂戴してきました。更に発言の希望がもしあれば、お受けしようと思っておりますが、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、次、全国森林計画の変更について、土居計画課長から御説明をお願いいたします。  
○土居計画課長 ありがとうございます。

本日諮問をさせていただきました全国森林計画の変更につきまして、最後資料2-1と資料2-2がございますので、こちらで御説明をいたします。計画本文の見直し案などにつきましては、次回の審議会においてお示しをしまして御議論いただければと思っておりますので、本日については概要やスケジュールについて御説明をいたします。

まず、資料2-1です。全国森林計画は農林水産大臣が森林・林業基本計画に即しまして、5年ごとに15年を1期として立てる計画です。森林・林業基本計画で示しました目標の達成に向けた森林の整備などに関する計画となります。1番のところに書いておりますとおり、具体的な計画事項は資料2-1の下の方に計画事項を記載しております。

次に2番は対応の方向になります。現在の全国森林計画ですが、令和6年度から令和20年度までの15年間の計画となっております。今回は先ほど御議論いただきました森林・林業基本計画の変更を踏まえて見直しを行う必要があると考えています。

2の一つ目の丸ですが、今回森林・林業基本計画の目標の示し方を人工林、天然林、利活用等による維持増進を図る天然林、こういう区分としていく方向で検討しておりますので、それを踏まえて全国森林計画の目標を定める必要がございます。

そして、二つ目の丸でございます。このとおり計画本文で追加をしていく考えでございます。林業適地の関係で特に効率的な施業が可能な森林の設定や森林経営計画の作成を推進していくこと、生物多様性保全の取組、そしてクマを含む野生鳥獣対策や、昨年の大船渡市の林野火災を踏まえた林野火災予防対策、こうしたことについても全国森林計画に記載していきたいと考えてございます。

次に、資料2-2でございます。スケジュールについて御説明いたします。

左側の表を御覧いただければと思います。全国森林計画の変更につきましては、本日諮問させていただきます。次回4月の審議会において具体の変更案についてお示しをする予定です。その後、パブリックコメントを経た上で、5月頃の審議会において答申を頂き、6月頃には森林・林業基本計画とセットで閣議決定を目指したいと考えております。

この全国森林計画ですが、資料の右側に計画制度の体系を示しておりますけれども、都道府県

知事が立てる地域森林計画、市町村長が立てる市町村森林整備計画などの指針となります。

また、左側の表を御覧いただければと思いますが、こうした計画の樹立のスケジュールですが、御覧のとおり進めていくことになりまして、一番下にお示ししておりますとおり、来年4月1日から計画が開始されるというスケジュールで考えてございます。

説明は以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

今の御説明に対しまして、御意見、御質問等がありましたら挙手をしていただけますでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

皆様の御協力を頂いて、ほぼ時間どおりに進められることができました。

ここで私の本日の審議会について総括的なコメントをさせていただいてから、最後に小坂長官からコメントをお願いできればと思います。

森林・林業基本計画ですが、KPIは今回初めて導入されることとなります。実は5年前に私、この林政審の場でそうしたことを設ける必要があるのではないかという発言をしました。そして、それはどういう進捗かということもPDC Aサイクルの中で示していった方がいいということと、それを開示することによって、関心がある人は意識して見てくれるのではないかということです。そして、サポーターも増えていくのではないかといいことも期待をしました。計画ですので、そうした枠組みが必要ではないかということも申し上げたのですが、今回それが具体的に盛り込まれようとしているので、大変私はうれしく思っているところです。

この1年余り、このメンバーで議論してきて皆さんお分かりだと思いますが、これまでの間伐主体、森林整備主体から主伐・再造林を推進していく方向に大きく変わっていることから、そういうことも踏まえて現在検討している森林・林業基本計画については様々なことが変更されていくこととなります。林野庁の皆さんから御説明ありましたように、木材自給率、森林資源量、蓄積量等の捉え方が一例ですし、蓄積量が変更になると再造林率の値も変わってくることになり、様々な変更が今、なされようとしていると思います。

そうした中で、全体に対してですが、私、12月の林政審のときに、地域の皆さんが地域の中で主体的にどんな森林管理をするか、林業を営むかということをもっと考えて主体的に動けるような体制ができないかということも申し上げたつもりです。今日の皆様からの発言の中にも地域のことが出ていましたが、そうしたことがもう少し明確に示されてもいいのではないかと思います。森林・林業基本計画で大体の方向性を示すけども、それを応用しながら各地域の皆さんが自分たちで考えて、自分たちの地域をどうしようかという動きが生まれてきたらいい

と思っています。一般材を生産する林業地では効率を高めながら一般材を引き続き生産していく、銘木の林業地ではそれぞれの特長を活かして付加価値を生むよう銘木を生産していくというような姿です。そうすると植栽の仕方も地域によって変わってくるし、施業そのものが変わってくることになります。そうしたことも含めて、地域性が明確になるとよりいいと思いました。

最後に今日、皆様から御発言の中で全体的にすごく印象に残っているのは、ゾーニングについて天然林、人工林の категория に変わるということでもありますので、用語の説明は是非本文の中にきちんと入れていただきたいと思います。自伐型もですし、本当に様々なところで誤解が生まれないような形での文章化ということも本文の作成に当たっては必要になると思います。その辺りも次回までにお願ひできればと思いました。

皆様から様々な御意見を頂きまして、ますます充実した森林・林業基本計画ができると非常に期待をしているところでございます。今日は御意見等ありがとうございました。

最後に、小坂長官からお願いいたします。

○小坂長官 どうもありがとうございました。

本日は本当に長時間にわたり全ての委員の皆さんから貴重かつ具体的な意見を頂いたと思います。担当も作成に当たって様々悩みながら作っています。その悩みの答えになるようなことを今日は皆さんから頂いたと思っています。また、計画を立てた後、当然これが施策につながっていくわけですので、その施策への期待も頂きました。意見を踏まえてきっちりと本文に反映して、施策に反映していきたいと思っています。

そういう中で、今日本当に皆さんの意見、貴重だったので、自分なりに、そうだと気付かされたことがありますのでお話ししますと、小野委員から木材の見える化だけではなくて、森林の見える化、更に事業量だけではなくて、要は整備したことの効果を評価することをもっと検討すべきというお話がありましたし、河野委員からは森林自体が多面的機能自体がいい意味で評価されているわけではなくて、例えば豪雨災害による被害やクマの問題、そういうことに対してきっちり評価してリスクをセーブする、下げるようなものをどんどん示すべきというお話を頂きました。

今回の森林・林業基本計画で、林野庁もずっと森林の多面的機能というのは追い掛けてきていることを前提とした上で、特に近年CO<sub>2</sub>対策で木材効果の見える化というのが出てきているので、どうしてもこういう骨子ベースになると、そこが目立った状態になっていると思いますが、確かに森林の評価のところをもう一回深めていくことは重要だと思いました。特に河

野委員のお話を聞いていると、今、高市政権といっちはなんですが、危機管理投資というのが大きなワードになっています。正に森林整備がイコール危機管理投資につながるといった、そんなメッセージもこの森林・林業基本計画を通じて出していくことが重要だと気付かされました。

それと、今日の資料1-2の骨子のポイントの3行のところに、林野庁の思いを込めて書いています。それに対して日當委員や土川委員から評価いただいたとき、非常にうれしく思いながらお話を聞きました。

そういう中で、特に平井委員からお話があった、サブタイトルです。森林・林業・木材産業の好循環による「森の国・木の街」の実現と書いていますが、「森の国・木の街百年構想長期ビジョン」、これから我々も考えますけども、マスコミの方が使いやすい発信の仕方を考えていきたいと思った次第です。

最後になりますが、立花会長がお話ししたとおり、今回の森林・林業基本計画は今まで育てる時代から循環利用する時代に資源的にも変わってきました。更に社会もそういったことに対して、例えば気候変動、生物多様性といった人類共通の課題解決につながるという意識が高まってきました。これをうまく森林・林業・木材産業の循環にどうつなげていくかということがポイントだと思っていて、そういう意味では今までと違って、山側もしっかりとゾーニングをして、経済的に回すところと自然に戻すところをもっとはっきりさせる。そうすると、目標自体も今までの3施業区分ではなくて人工林・天然林ということで分かりやすく示す方がいいのではないか、更には様々なことを見える化して企業の皆さんが協力しやすいような形にすべきではないか、そしてサプライチェーンを作っていく。担当も頭を悩ませて、今までと違うものを打ち出していきます。

本日の意見も大いに反映させていただいて、いい森林・林業基本計画にして、作ったら終わりではなくて、この森林・林業基本計画をベースに全国各地で様々な知恵を出していただいて、具体的な取組につながるような施策をしていきたいと思いましたので、また引き続き皆さんの御審議、御指導をお願いして、今日の締め言葉とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

○立花会長 長官、ありがとうございました。

お陰さまでほぼ定刻で終了することができました。

以上をもちまして、本日の林政審議会の議事を終了いたします。委員の皆様には早朝からお集まりいただき、熱心に御議論いただきました。本当に様々な御提案も頂きありがとうございます。

ました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○小林林政課長 立花会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては長時間にわたり熱心な御審議を頂きありがとうございました。

次回の林政審議会につきましては、4月22日午後1時から開催予定しております。なお、6時半から懇親会を予定しておりますので、後日事務局より出欠の確認を御連絡いたしますので、委員の皆様におかれましては御出席のほどよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後1時03分 閉会